

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 河村 龍 男

- 1 日 時 令和7年9月22日(月) 10時00分開会、15時18分閉会
教育委員会、政策企画部、環境市民部
令和7年9月24日(水) 10時00分開会、10時50分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第2委員会室
- 3 出席委員 河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、中本 和行、仲山 哲男、
林 節子、藤川 みゆき、森戸 芳史、早稲田 真弓
- 4 事務局職員 山本 大輔、起本 一生
- 5 説明員 吉本副市長
【教育委員会】伊藤教育長、小山教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学
園推進課長、岩政学校教育課長、田中学校教育課主幹、宮本部活動改革推進
室長、久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、大
濱図書館長、高橋学校給食センター所長
【政策企画部】岡村政策企画部長、山門財政課長兼行政経営室長、坪根企画調整課長兼秘書
室長、松岡情報・DX推進課長、岩崎税務課長、大隅収納対策課長、守田会
計管理者、高木会計課長
【環境市民部】讚井環境市民部長、藤井市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼
深山浄苑長、山根生活安全課長、原田市民課戸籍担当課長、村上人権推進課
長兼ふれあいセンター所長、国広地域づくり推進課長地域づくり支援センタ
ー所長
【総務部・消防担当部】山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、和久総務課長、山近人材育
成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、秦消防担当課長、山口入
札監理課長、中村監査委員事務局長、園田選挙管理委員会事務局長、森次大
和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光統括出張所長兼室積出張所長、福田
浅江出張所長、奥田周防出張所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第62号 光市総合体育館空調設備工事請負契約の一部を変更することについて

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは、数点お聞きをします。この体育館空調設備工事請負契約の一部変更ですけれども、この契約書の「定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める」との工事請負契約第57条によって協議をして増額となっておりますけれども、実際に工事請負契約に請負代金の額の変更についての具体的な条項についてはどのようになっていますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

工事請負契約における請負代金の額の変更について、通常では契約を締結してから工事が完了するまでの間に生じる状況の変化に応じた内容について、発注者と受注者の協議の上、変更契約を行うものでありますことから、工事着手後に判明する現場条件の変更等に基づく一般的な請負代金の額の変更等については、他の条項に定められているところでございます。

しかしながら、このたびの特例措置のように特段に措置が必要と判断するものについては、一般的な条項として定められていないため、工事請負契約第57条により必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるという旨の規定による対応となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的な情報はありますけれども、それは適用せずにこの57条で行くということで了解いたしました。

それから次ですけれども、光市が公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置を適用することを定めている条例とか要綱はございますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

条例、要綱等はございませんが、国土交通省が令和7年2月17日付で令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置についてを通知し、山口県も国に準じて特例措置を適用したことを受けまして、本市も同様の対応をしたところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。山口県がそういう対応をしているということで特に決まりはないんですけども、決まったということで了解しました。

それから、この工事請負契約は令和7年3月議会の議案として出されたもので、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置は令和7年3月からの適用となっており、当初の契約時にこれらの単価を適用できたとは考えられませんが、半年後のこの時期になって変更した理由についてお示してください。

○三好スポーツ推進課長

このたびの特例措置につきましては、契約締結後に工事の受注者からの協議の請求があつて初めて適用される規定となっておりますことから、契約時には単価の変更はございませんでした。本契約締結後、受注者からの申出がございまして、協議の結果、令和7年7月31日に変更の仮契約を締結いたしましたことから、このたびの9月議会でお諮りさせていただくということになりました。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですけれども、この単価が3月に決定されておりますけれども、そのときに契約をしたときには適用しなかったということでよろしいのでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

適用できなかったということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、すいません。協議の請求から金額確定までの協議の経過についてお示してください。

○三好スポーツ推進課長

協議の経過でございますが、令和7年4月11日に共同企業体より協議の請求書が提出されまして、令和7年4月18日から共同企業体と協議を行い、新労務単価での人件費の再計算、それから精査を経て、令和7年7月31日に変更の仮契約を締結に至ったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、増額の453万2,000円の内訳としまして、この公共工事設計労務単価及び設

計業務委託等技術者単価のうち、適用した職種とその単価、人数、金額をお示してください。

○三好スポーツ推進課長

労務単価の詳細につきましては、変更の本契約締結前であることから、設計の詳細につきましてはお示しすることは控えさせていただきますが、国の基準に基づき全職種52種で令和6年3月期6%の上昇ということになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

この適用した職種も公表できないということによろしいでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

公表は控えさせていただきますので、御理解いただけたらと思います。

○仲小路委員

分かりました。確認ですが、これは何か決まりとかそういうのあるんでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

あくまでも本契約締結前ということでございますので、締結後は開示することは可能となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

了解しました、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○仲山委員

これ3月の契約のときに増額の要件等について質問をしていた件ですので、ちょっと質問させていただきます。短期間で上がったというのが人件費の上昇というよりは国のほうで決めている労務単価が上がったということが要因だと今伺いましたんですけれども、これは今全職種、本工事においても相当数の職種が関わっていますけれども、恐らく労務単価というのは全ての労務に関わってくると考えますと、特に工事は金額が大きいので教育委員会だけでも今関わっているというか、ものだけでも小中一貫やまと学園であるとか浅江中学校の工事であるとか、様々なところに響いてくる可能性があるものかなという気はするんですけれども、今後のそういったものへの影響とかということを考えて合わせて、ここの労務単価が上がったという、これをどのように受け止めていらっしゃるかちょっとお伺いしたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

このたびの労務単価の改正でございますが、この特例措置というものにつきましては、国土交通省の通知に基づき、県、光市において同様の取扱いを行ったというものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

受け止め方というところで、期待した答えとはちょっと違ったわけですが、これまでに予定していた金額よりはかさんでくるということが全てのことに関わってくるかと思えます。特に工事は大きいかと思えますので、内容をしっかり精査していただいて進めていただくようお願いしておきます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号） [所管分]

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

質 疑

○中村委員

御説明ありがとうございます。12ページのただいま御説明ありました小中一貫ひかり学園推進事業の財源についてなんですけれども、ただいま8ページにありました起債を活用するとの説明がありました。この起債なんですけど、具体的にはどのような起債になるのか教えていただきたいと思えます。

○吉永ひかり学園推進課長

ただいまひかり学園推進事業の実施する整備工事の財源ということで、起債の種類でございます。この起債につきましては、先の議会においても御質問いただいた内容にもありましたけれども、公共施設の例えば集約化や複合化などを通じて施設の最適化を図り、公共施設等の適正な維持管理と効率的な活用を促進する取組に対して、国が財政的な側面から支援をする起債として公共施設等適正管理推進事業債というものがございます。

このたびの施設一体型小中一貫やまと学園につきましては、大和地域の4小学校の再編であったり大和中学校との再編、こうしたものを行う公共施設に位置づけておりまして、先ほどの公共施設の集約化、複合化に該当いたしますことから、この公共施設等適正管理推進事業債、これを活用していくものでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。公共施設等適正管理推進事業債という本議会の先行議員の一般質問でもありました有利な起債を活用されるということでもありますけれども、小中一貫やまと学園は事業費が高額になるということから、こうした有利な財源を今後も活用していただきたいと思っております。

質問なんですけど、今後、校舎等の整備も進んでくると思いますが、こうした整備についても公共施設等適正管理推進事業債を活用していく予定なのでしょうか、お願いいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

今後のやまと学園の整備に当たっての公共施設等適正管理推進事業債の活用ということでの御質問です。

まず、今後、やまと学園を進めていく上での考え方でございますが、当然先ほどの起債についても活用していく予定としておりますが、まず前提といたしまして、今後、校舎、体育館等の整備を進めていく中で、まずは国、文部科学省が今持っている負担金や交付金、いわゆる補助金というものを、起債の前に補助金として活用して充てていく予定としております。

その補助金を充てて例えば補助率が2分の1であればですけども、残りの2分の1の部分に関しては文部科学省の設定する、より有利な補助のある起債を充てていく。

総事業費から先ほどの補助金の部分と補助の対象となる起債の部分とを差し引いた部分が、いわゆる市の持ち出し、一般財源になってくるんですけども、ここの一般財源の部分に先ほどお答えした公共施設等適正管理推進事業債を充てて行っていくというふうに今計画をしております。

全体的な取組については、もう既に国、県との事前の協議というものを進めておりまして、先ほどの補助金等を含めて調整を今しているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

考え方がよく分かりました、ありがとうございます。せっかくなので、こういった今後も有効利用可能なものがあるなら、使えるものはしっかり使っていくということを活用していただきたいと思っております。

以上です。

○早稲田委員

おはようございます。それでは12ページの、同じく小中一貫ひかり学園推進事業についてお尋ねします。

施設整備工事、先ほどのお話であったら、土地の準備ができたので盛土などの造成工

事というようなことをおっしゃられたんですけれども、もう少し内容について詳細について説明をお願いいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

補正予算で計上いたしました施設整備工事費の6,000万円の詳細ということでの御質問です。こちらにつきましては、先ほども御説明させていただいたように、まず土地の購入というところを現在の学校の用地を中心に東側と西側それぞれ今回土地を購入しておりますが、それぞれこの2か所の造成等の工事を行うものでございます。

最終的には施設が新設した後には、まず西側の用地につきましては学校の駐車場であったりグラウンドの一部になったりするもの、また敷設する施設として用水路であったり調整池の整備をしていきます。東側についてはプール、調整池、この辺りを造っていくんですけれども、まずはこのたびの施設整備工事費として現在購入したところが用途としては田んぼとして使用していた部分になりますので、まずはそこを造成することでの盛土工事ですね。盛土をするというところがまず中心に行っていきます。

その後ですけれども、このたび購入した2か所というのが開発行為に当たってまいりますので、そのため開発行為の中で例えばもともと田んぼとして利用していた部分が、先ほどの駐車場等として利用するようになりますので、土地の区画であったり形状であったり性質が変わってまいります。ですので、改めて排水機能というものをきちんと計算をして、そのために必要な調整池というのを整備していく必要がございますので、この辺りの調整池の整備というのが今回の整備費の中にも含まれております。

あとは、先ほど少し触れました用水路の付け替え、現在も用水路が近隣に通っておりますが、この辺りの用水路の付け替えも必要となってきますことから、この辺りの用水路の付け替え工事を一式行っていきます。

それと、最終的には西側駐車場になります、一時的に仮グラウンドとして使用するようになってまいりますので、仮グラウンドとして整備する、その辺りの工事も少し行っていくということで、詳細については以上でございます。

○早稲田委員

かなり大がかりな整備工事かなというふうに聞いて思ったんですけれども、スケジュールといいますか、この予算の中でのスケジュールの終点というかがありましたら教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

スケジュールということでの御質問です。このたびの事業、造成等の事業を行ってまいります、先行して北側の農道の部分ですね。ここの拡幅工事と今後西側の、これ周地1号線といいますけれども、市道の拡幅工事を行ってまいります。それと並行して今回の工事を行ってまいりますので、事業といたしましては一定程度、道路拡幅工事の大部分の部分が終わった後ということになりますので、このたび御議決いただければ入札等の準備に入りまして、タイミングを見て造成工事に着手すると。予定といたしまし

ては3月末までには、この事業自体が終了するという予定としております。
以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。3月末までにかかなりの工事があるので大変だなということなのと、あと先ほどの中で排水機能や用水路の付け替え等の内容が出てきたんですけど、今、時々ゲリラ豪雨とかで結構水があふれたりとかということが全国で多発していますので、これから台風の時期でもありますので、その辺りを気をつけてぜひ安全に工事が進んでいただけますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、今の小中一貫ひかり学園整備事業なんですが、これにつきましては令和7年3月策定の施設一体型小中一貫やまと学園整備基本設計に概算事業費が総事業費として34億9,100万円となっておりますけども、今回のこの補正額は総事業費の中に含まれる分としての令和7年度分として考えていいのでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの事業が基本設計でお示しした概算事業費の中の事業費に含まれるかどうかということでの御質問です。ちょうど3月の委員会のときに御説明させていただきました、基本設計のときにですね、概算事業費ということで総事業費、今おっしゃられた34億9,100万円ということでしたが、その中の内訳として造成費、解体費、外構費、合わせて5億4,000万円ということでのお示しをさせていただきました。

その部分のいわゆる造成費の部分が、このたびの補正で計上いたしました6,000万円というところに該当いたしますので、おっしゃるとおり令和7年度分の歳出というところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、この総事業費は超えないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

概算事業費でお示しした34億9,100万円の中で収まっているというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから同じく12ページの中学校整備事業費ですけれども、学校管理

備品移転委託料1,000万円もありますけども、これ実際に移転する主な備品と台数が分かりましたらお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

補正で計上いたしました移転委託料1,000万円の中の移転する主な備品台数ということでの御質問です。まず基本的な考え方でございますが、現在浅江中学校にある備品の大部分を移転をしていくというところで考えております。それぞれの詳細についてはなかなか個別に申し上げるのはなかなか難しいので、代表的なところを申し上げますと、今現在生徒さんが使っている普通教室の机、椅子。ここは3学年で4クラス、一学年4クラスありますので、大体約それぞれ360台ですね、この辺りを移転していくというところと。あとは例えば特別教室等であれば、移転先の旧光丘の部分で整備をしていくところもありますので、例えば被服調理実習室であれば被服調理台に関してはこのたび整備をしてまいりますので、この辺りは移転はしないんですけれども、その他でいくと技術室のところの木製の大きな机とかがあります。この辺りは全て移設というふうになってきますし、理科室、美術室にある机、椅子であったり、あとはそこにある理科備品であったり細々としたものがありますが、この辺りは全て移設になってきます。

それとあとは特殊なものといまして、例えばグラウンドピアノであったり、金庫、あとは技術室内にある工作の機械であったり、あとは複合機、こうした特殊重量物と言いますけれども、重量物とあと精密機器等、この辺りも移転をしていくというふうになっています。この辺りが先ほどの備品台数の中に含まれるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。大部分移転されるということで分かりました。

それから、校内放送設備移設委託料ですけども、これは浅江中ではなくて塩田小学校の全てを持っていかれるということでよろしいでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

校内放送設備の移転元ですけども、先ほど申しましたようにいわゆる放送設備については塩田小学校のものを持っていくというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

細かい内容ですけども、これは放送室の校内のデスクあるいは各教室のスピーカー、また体育館等ではワイヤレスがありますが、こういうものを持っていかれるんでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

放送設備関係の移設の内容ということでの御質問です。先ほどの旧塩田小学校から持

っていくものは、放送設備の機械、放送機械そのものの部分と、あとそこに付随する放送デスク、こちらが塩田小学校からっていくものです。

そのほか、先ほどの各教室にある放送設備ですかね、これに関しては既存の施設の放送がまた使えるという、調査をして使えるというふうになりましたので、こちらはそのまま活用してまいります。

一方で体育館とかにあるワイヤレスのシステムとかアンプ等に関しましては、この辺り浅江中のものが使えるかどうかを確認したんですけれども、浅江中については整備をして一定期間経過をしておりますので、今回の移転を機会に新しく更新をするということで、こちらについては移設ではなくて新設ということで体育館の放送設備、あとは屋外設備もそうですね。屋外については、既に既存の旧光丘の放送設備の屋外設備自体も既に壊れていますので、ここも修繕して新設ということになっております。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。旧光丘のものがほとんど使えないという状況が確認できました。

それと、校内LAN敷設委託料、これが220万円ありますけれども、これは今光丘高校で使用していたものも使うものもあるということでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

校内LANの今回の敷設に当たってですけれども、旧光丘で使用していたもの一部、そうですね、実際に調査をいたしまして、LANそのもの自体はまだ使えるものもありましたので、一部は使っていきたいというふうに考えております。

○仲小路委員

それとあと確認ですが、敷設する校内LANなんですが、LANにはメタルケーブル、光ファイバー、また無線等ありますけれども、どのような方式になりますでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

今回新たに敷設する校内LANケーブルにつきましては、一般的なメタルケーブル、これを使用していくということで現在考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、その下の学校管理備品購入費4,800万円ですけれども、これは基本的に交流ゾーンにということでもありますけれども、中学校で使用しないで学校の中の中学校として使用するような備品とか、そういうものがありますでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

学校備品でこのたび補正を計上した内容でございます。先ほど申しましたように浅江中学校から大部分を持っていくようになりますけれども、今回新たに創り出される空間につきましては、家具等の新設を行う予定としておりまして、具体的には今おっしゃったような生徒地域交流ゾーンの家具でございます。そこと、あとは学びの創造ゾーンというのもつくっておりまして、こちらも同じように机、椅子であったり、例えばグループワークができるホワイトボードであったり、そうしたものも整備をしていく予定としております。

そのほかにもこの備品の中には入っているものとして、現在の光丘についているカーテンが使えない状況になっていきますので、カーテンの更新であったり、そうしたものも含まれておりまして、備品でいきますと大体60品ぐらいですね。台数でいくと大体700台とか、合計でいきますとそういったものになっております。そのあたりを整備していく予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。

それから同じく補正予算の周防の森ロッジ管理運営事業の施設用備品購入費80万円ですが、これにつきましては先ほど寄附のお話がありましたけれども、これは具体的に寄附の相手先から使い方についての意向あるいはまたこの備品に決定するに当たり話合いなどがありましたらお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

寄附についてのお尋ねでございますけれども、教育総務課において受納等行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

寄附の相手方の人についての意向でございますけれども、本年4月に寄附の申出をいただいた際には、光市の青少年の育成に関する費用として役立てていただきたいということでございました。相手方に詳細を確認いたしましたところ、詳細な指定はなく青少年健全育成全般ということでございました。

話合いということのお話もありましたけれども、用途の決定に当たりましては、教育総務課から教育委員会の各課に対しまして相手方の意向も踏まえて、青少年健全育成関連で80万円の活用の希望がないかということを確認しまして、このたび採用しております周防の森ロッジの備品のほか数件の希望がありまして、総合的に判断をして周防の森ロッジの備品整備としたところでございます。

また、用途を決定した後には職員が相手方のほうをお伺いいたしまして、周防の森ロッジの備品購入として活用したいという旨の説明をさせていただきまして御了解をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。

それから、文化財保護事業なのですが、印刷製本費40万円、先ほど説明がありましたけど、具体的な枚数とか配布方法とかありましたらお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねいただきました印刷製本費40万円ですけれども、ポスターやチラシ、会場に来られた方に配布するリーフレットの作成費として計上しております。枚数としましてはポスターが200枚、チラシが2,000枚、リーフレットが1万5,000枚で、ポスターやチラシにつきましては、市内公共施設や商業施設、学校、また県内の教育委員会や文化施設、報道機関などへの配布を予定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。かなりの枚数を配布されるので了解しました。ありがとうございます。

それから、特別展開催委託料310万円ですが、期間は先ほど説明ありましたけども、具体的な文化センターでの会場あるいは展示数、また展示の方法等及びまた特別企画などがありましたらお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねの追悼展の内容ですけれども、概要を簡単に申し上げますと、会期につきましては先ほど御説明しましたとおりです。会場は光市文化センター1階を予定しております。内容としましては初日に開会セレモニーを実施しまして、その後、奥様によるギャラリートークを行うこととしております。

また、作品の展示に当たりましては、金工作品の展示に適した展示ケースをリースしまして、作品は御家族や山口県立萩美術館・浦上記念館からお借りするとともに、光市文化センターが収蔵する作品合わせて30点の展示を予定しているほか、ジュエリーデザインも手がけられておられましたことから、御自宅にあるジュエリーも数点展示することとしております。

そのほか、文化庁が作成しました山本氏の製作風景を収録したDVDを御覧いただくスペースを設けますとともに、御自宅に残るデザイン画や作品、図録といった貴重な資料もお借りし、多くの方に人間国宝山本氏の磨き上げられた技術から生み出された作品やその工程についても改めて知っていただく機会としたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。

それから、場内監視委託料61万円ですけれども、これ具体的な監視の体制というのはどのようなになりますでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

場内監視は、開館中会場内の目配り、声かけなど、貴重な作品を盗難などの被害から防ぐために行うもので、シルバー人材センターに委託することとしております。

体制としましては、2人体制の時間帯と1人体制の時間帯がありまして、2人体制は11時から15時、1人体制は9時から11時と15時から17時で1人当たり4時間としてシフトを組み監視に当たることとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、了解いたしました。

それから、補正予算の12ページの学校給食センター管理運営事業ですが、この修繕費が240万円となっております。これはパン焼き機の修繕ということですが、先にそのパン焼き機の作動につきまして確認をしておきます。パンの工程というのは、パンを混ぜるミキシングから第一発酵、分割、成形から第二発酵、ベーキングなどの工程がありますが、全て自動ということではよろしいでしょうか。

また通常のコッペパンのほかに、いろんな横割れとか小コッペパン、丸パン、揚げパン、黒糖パン、カボチャ、グランベリーなどありますけれども、そういう手作業のものもあるということではよろしいでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

パン製造に係る機械につきましては、全てを1台の機器で行うのではなく、先ほど御紹介ありましたミキシング、分割、成形、発酵、焼成、それぞれの工程を担当する機器があり、各機器は自動で作業を行いますが、パン生地を並べたり機器を運んだり、そういった工程は手作業になっております。

また、各種パンを製造する過程においても、混ぜ込む材料の投入、スライサーを通す作業、フライヤーへの移動等手作業となる箇所がございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、今回の故障はどの工程の何が作動しない故障で、交換の部品等が分かりましたらお示しく下さい。

○高橋学校給食センター所長

今回の修繕についてですが、パン生地の保冷、解凍、余熱、発酵といった一連の工程を自動制御する機器ドゥコンディショナーの冷却措置のコイルが経年劣化により腐食して剥がれ落ちることにより、冷却措置の不具合と併せ、パン生地への異物混入のおそれがあることから、冷却装置自体を取り替えたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう故障、確認いたしました、コンディショナーということで了解しました。

それで、故障が発生したのはいつでしょうか。また、9月も含めてパンの給食がありますが、どのような対応をしていますでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

5月の下旬にドゥコンディショナー内部の床にアルミ製の金属片が落ちているのを発見し、業者に確認したところ、冷却装置内部が腐食しているという報告を受けました。このため6、7月につきましては、腐食が認められなかった機器に容量ギリギリの数を入れるといった工夫によりパンを製造いたしました。なお、夏休み中である8月に冷却装置の取り替えを行ったことから、現在は通常どおり稼働しております。

なお、このたびの補正は、ほかの修繕に優先してドゥコンディショナーの修繕を緊急的に行ったということで、現予算のままでは今後の修繕費に不足を生じることから行ったものでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ということは、既に修繕は終わっていて、その修繕費全体の金額が増額するというので、補正ということで了解いたしました。

それから、高額な修繕費でありますけども、取り替えをするとした場合、全体の取り替えそのものということで、コンディショナーそのものの取り替えということでよろしいのでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

取り替えをする場合ということであればドゥコンディショナー全体という形になると思います。設置時の価格で申し上げますと、1台丸ごと取り替えるとして1台1,252万円ということ、これが2セット設置してあるということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。修繕ということのほうが価格が安いということで了解しました。

それと確認ですけども、機械なので故障はいつでも起こりますけども、念のために使用状況の確認ですけども、これは平成26年9月より給食を開始しておりますけども、ちょうど11年になります。実際には給食の実日数のうちパン給食の日に稼働し、さらにコロナウイルス感染症に伴う休業もあり、実際に稼働した概算の日数というのが分かりますでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

実質稼働日数ということですが、平成26年から令和6年度までで申し上げると概算で780日ということになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解しました。

以上です。

○林委員

よろしくお願ひいたします。今、仲小路委員もおっしゃったようにページとしては、すいません、12ページ、14ページの文化振興費の山本晃氏のことについて、しっかりと内容もお聞きしましたのでよく分かりました。その中でいろいろと示されたことで、すごく力を入れていらっしゃるなというのもよく分かりましたけれど、今年、県立美術館で山本晃氏の追悼展が開催されまして、そのときは22点ほど展示は萩美術館でされていましたが、このたびは御自宅のお品とジュエリーも展示されるということで、展示は30点ということをお聞きいたしましたけれど、この中で一、二点ちょっとお尋ねしたいことがございまして、萩美術館からお借りする作品等々は何点ぐらいございますでしょうか、お知らせください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねいただきました山口県立萩美術館・浦上記念館からの借用の作品の数ということですが、今現在、今まで山本氏のほうで所有されていたものを寄贈する手続をされている最中でございます。その寄贈の品がどのくらいになるかというのも私どもまだ分かっておりませんので、どのくらいのものをお借りするかというのは今現在分からない状況でございます。

以上です。

○林委員

分かりました。あのときは22点ほど山本晃氏のは展示されておりましたけれど、それはそれとして今回は多く展示される、またジュエリーも展示されたり、トークの機会があったりするということで、とても大きな会になるということで、とてもうれしく思っているところでございますけれど。

先ほど、場内監視委託料ということで金額をお示しいただきましたけれど、とても高価なものでございますので、警備員は先ほど4時間体制ということでございましたけれど、これは24時間体制でございましたでしょうか。ちょっと私が聞き漏れたので教えてください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

警備につきましては、開館中ということになります。

以上です。

○林委員

開館と、ごめんなさい、ちょっともう一度教えてください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

警備につきましては、開館中、展示をしている9時から5時までということになります。

以上です。

○林委員

そうしたら、私なんかは24時間体制で配慮されるのかなと、そうするととても金額も多くなるか分かりませんが、とても貴重なお品でございますので、夜間の警備というか施設ですね、そういうのでしっかりと体制は整えていただけるということでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

夜間のほうにつきましては、通常の文化センター警備もかかっておりますので、その辺りで対応していくことになります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。心配ばかりして言っているんじゃないかと、やっぱり素晴らしい展示ができてくれればいいなと思っております。

また、展示ケースも先ほどお借りするということでお示しいただきましたけれど、これは萩の浦上美術館からお借りするのでしょうか、それともほかにお借りするようになるのでしょうかお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

展示ケースにつきましては、そういう専門の業者からリースをすることとしております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。そしたら、ある程度体制は整って、これからしっかりとやっていただけるということで、とてもうれしく思っておりますので期待して終わります。ありがとうございました。

○早稲田委員

それでは1点、先ほど聞き忘れてしまって、今の文化財保護事業のところの場内監視委託料のところ、シルバー人材センターに委託するということが9時から5時まではということだったんですけど、監視カメラとかそういった機材とかでの監視ということはないのでしょうか。夜間とかはどうなっているのかお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

監視につきましては、開館中は先ほど申しましたようにシルバー人材センターの方で対応するということになります。監視カメラにつきましては、今現在、文化センターについております監視カメラのほうでは監視はできるものと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

ありがとうございました。ちょっと確認したかったので、ありがとうございました。

○藤川委員

補正予算書12ページの小中一貫ひかり学園推進事業6,000万円のところなんですが、学校敷地の一部となる用地が取得完了したという説明だったんですけども、用地自体の金額とその金額が出た根拠を教えてくださいたいんですが。分かる範囲で坪幾らぐらいだったのかもお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

小中一貫ひかり学園推進事業の事前に購入した学校施設の一部となる用地の取得の金額、その根拠といえますか、その内訳でございます。

先ほどもお答えしましたように、2か所ございまして、まず西側の用地、駐車場となる部分ですけども、こちらが敷地としては広い部分でございまして3,928m²でございます。額といたしましては730万6,080円ということでございまして、坪で言いますと約6,148円でございます。一方で東側の土地ですけども、こちらがプールになる部分でございまして、これが845m²でございます。金額といたしましては121万6,800円、坪といたしましては4,760円ということに、約ですけども、なります。

また、その根拠でございます。根拠につきましては、周辺にあります過去の公共事業の用地買収の単価というのがあるんですけども、これと比準といえますか、比準をして額を算出するものでございます。ですので、例えば比準する場所の過去の用地の単価があつて、そこか以前購入した場所になりますので、そこからのいわゆる土地の評価が変わっている時点修正、その時点修正率を掛け合わせるもの。それと後は、それぞれその比準する土地と今回購入する土地、場所が全く異なりますので、いわゆる地域要因と言います。そういう例えば主要の農道からの距離であったり、そういう地域要因の補正を掛けるという部分と。あとは個別の要因というのがあるんで、購入した土地そのものの要因、評価なんですけども、画地の大きさによって土地の評価も変わってきますし、あとは自然的要因と言うんですけども、その土地の持つもともとの土地としての評価に値

するものですね、そういったものもいろいろ掛け合わせながら、先ほどの比準というものを行って算出したものが先ほどの西側と東側の評価となってまいりまして、それを所有者の方と売買契約をしたということになります。

以上でございます。

○藤川委員

今回買われる土地が、田畑の用途で使われていた場所というところから、この用途がまた変わるということで、ちょっと基準がどうなっているのかなというところが気になったんですけども、細かく比べていただいて決められたということと理解できました、ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

伊藤公資料館企画展についてお尋ねをさせていただきます。今年度の伊藤公資料館の企画展が9月2日にスタートいたしました。毎年のように企画展の初日にはオープンセレモニーが行われたところとございます。今年も幼稚園の園児たちが来てとてもにぎやかに式典が行われたこと、とてもうれしく思っております。

今年は生家の屋根も10年ぶりに新しくカヤぶきにふき替えられたもので、私も朝早くから出かけて屋根やお庭を散策して入館いたしました。今年は平日の9月2日でありました式典に私どもも出席いたしましたけれど、一般の方々についても地元の方々の出席者が少なかったように思われるところとございます。

そこで式典当日の出席者というんでしょうか、参加者等が分かれば。それと昨年と比べていただきたいと思っておりますので、両方お示しくください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館企画展のオープニングセレモニーについて御質問をいただきました。9月2日、初日ですけれども、オープニングセレモニーにつきましては関係者を含めて約60人の方にお越しいただきました。平日にもかかわらず60人ということで私たちも感謝しておりますし、元気な子供たちの後押しもありまして、華やかにオープニングを終えることができたというふうに思っております。

オープニングについては約60人、初日としては82人の入館者でございました。

昨年度なんですけれども、初日が9月1日、休日でしたけれども、初日の入館者は194人、オープニングセレモニーにつきましては、申し訳ございません、記録はございませんで、入館者のみとさせていただきます。

以上でございます。

○林委員

分かりました。初代内閣総理大臣伊藤博文公の名を皆様にとどめていただくととても大きなイベントであると私は確信しております。

当日どうしてこの人数のことをお尋ねしたかと申しますと、私の知人が式典に間に合わなかったので、当日の午後に伊藤公資料館に訪れたということでございました。そして午後に館内には3組ぐらい入館者がおられたようですが、御自分と御夫婦で行かれた方お二人ですけど状況を私に伝えてくださったのが、事務所の職員の方もおられたようですけれど、場内の説明をされる方もおられなかったと伺っています。そこに行っているいろと見れば分かるようですけれど、そこに親切者、心遣いというんでしょうか、そういうのがとても必要と私は思って、いつも苦言ばっかし言っておりますけど、企画展の当日ということもあり、先日も苦言を申しましたように、教育委員会が説明できる職員の方が初日ということもあり、一日中常駐していただきたいなと私は思っているわけでございます。読めば分かるじゃなくて、よく分かる方から説明を聞くということとはとてもうれしいものでございまして、そして、当日事務所にもいらっしゃったけれど、お三人いらっしゃったけれど、当日は無料ということもありましたけれど、御挨拶して場内を見回らせていただいたということで、私報告受けたわけなんですけれど。やっぱり、このたびの周知は、今の私が言いたいことは、大変失礼なんですけど、そういうふうに説明できる職員、もしそのときに午後帰っていくんだったら事務所の方々にお客様が来られた当日は特に大切な日であるということも認識していらっしゃると思いますので、当日は館長も御挨拶もいただいたりしておりましたので、やはりそこをお願いをするかどうかしないと、おもてなしという心が欠けているんじゃないかと私は思っております。

そして、東荷・大和地区、光地区ですね、いろんなところに周知はどのように行われたのでしょうか。ちょっとその点を私うるさいことばっかし言うようですけど、周知の方法、どういうことをされたということをお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

企画展の周知の方法ということでお尋ねをいただきました。周知につきましては、オープニングセレモニーも含めた企画展の周知ということで、チラシの設置やポスターの掲示をお願いすることが主となりますけれども、市内の公共施設や郵便局、銀行やスーパーや飲食店といった商業施設、小中学校をはじめ他市町の教育委員会や図書館、芸術文化施設、大学、博物館など400を超える機関に持参もしくは送付をしております。

また、市広報やホームページ、ひかりんぐに掲載するとともに、公式インスタグラムやちょこっと利助くん！などにおいても適宜発信をしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。多岐にわたってポスターとかいろいろと広報されてたということはよく分かりました。どうして私がこういうことを言うかと申しますのは、先ほども入館者数をお聞きしたとき、今年が全体的に60人、一日としては80人ということでありましたけれど、昨年と比べるとすごく違ってくるわけですけど、昨年がいいか悪いかそれはよく分かりませんが、もっともっと周知が必要じゃないんでしょうか。

大和の地域の、これは今の伊藤公があるところの地域の方にお聞きしたんですけど、8月の25日ですかね、回覧板が回るのは。そのときに持ってこられたけれど、9月2日には全部が回ってないよね、という話を私に言われたから、そうですね、私たちも日にちかけて一日でぐるぐるっと回るわけじゃないけれど、そうですね。そしたら、もっともっというろんな体制を整えて周知していただいて、足を運んでいただくということとはとても必要じゃないかなと思っているわけです。

こういうことを私が言うというのは、今後開催される野点とか落語、写真展とかございますよね。それについても、どのように、もちろん野点は何人ぐらいを一応予定されているかというのはちょっとそこだけは特にお聞きしたいなと思っております。すいません、よろしくをお願いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

野点ということで、もみじまつりの周知ということでお答えをさせていただきますと、もみじまつりにつきましては、伊藤公記念公園の紅葉最盛期に合わせまして11月22日から24日の3日間開催をすることとしております。

概要を少し申し上げさせていただきますと、22日に落語、24日には写真撮影のレクチャーも含む撮影会、3日間を通して先ほど御紹介いただきました野点や水引づくりを行うとともに、花手水の展示によって彩りを添えることとしております。お尋ねいただきました野点につきましては、3日間を通して350人を想定して準備を進めております。

周知につきましては、先ほどの企画展とまた別にもみじまつりのチラシを作成しまして、市内公共施設を中心に設置をするとともに、広報への掲載ですとか、ホームページに特設ページを開設しますほか、10月18日に開催をする伊藤公カップスピーチコンテストですとか、光市公式インスタグラム、LINE、ちょこっと利助くん！、ひかりんぐ、こういったものを様々な機会や媒体を通して周知をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○林委員

多岐にわたって御説明いただきましてありがとうございました。22日、24日間という紅葉も進んでとてもいい、紅葉もイチョウも落ち葉が落ちてとてもきれいな情景を望んでいるわけですけど。野点を350人ということをお示しいただきましたけど、3日間ということなので100人から115人、120人ということを一日をですね。そうすると、これは何時から何時までという一応予定をなさっていらっしゃいますでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

申し訳ございません。野点につきましては、10時から15時を予定しております。
以上でございます。

○林委員

すいません、ありがとうございました。10時から15時、たくさん来ていただかなければいけないなと思っているわけですが、先ほども山本晃先生のポスターとかチラシとかいろいろと準備をされているようにお示しいただきましたけれど、今後これは私の要望としてでございますけど、先ほどもいろいろといろんなところにオープニングセレモニーを行われた当日は、いろいろと企業から銀行、郵便局、いろんなところに配布されたり、足しげく通われたりして大変だったと思いますけれど、だけどやはり地域の方とか、例えば私のお願いでございますけど、これは私の要望ということでもありますけれど、皆様にぜひ来て見て知って、そして心に留めていただきたいという情景が見えるわけですね、伊藤公の周りにはですね。ですから、もちろん老人クラブとか連合自治会、そして先ほど言われたチラシなんか企業とか商店とかおっしゃっていただきましたけれど、小中学校の生徒たちにもやはり以前から東荷小学校なんかはそういうふうに参加しておりましたので、来ていただくように配慮していただきたいなと思っております。もちろん先生方も、小学校、中学校の先生方にも来ていただけるような体制を整えてお願いに行っていたきたい。

それと一番大きな市の職員の方々ですね。あそこで企画展があるよねとか、山本晃先生のは近いからすぐ行けるか分かりませんが、伊藤公資料館までちょっと遠いよねと思いつつながら市の職員さんにもぜひぜひ見てね、来てねとかね、もみじまつりもあるのよとかいうことも御配慮いただいて、ぜひ来ていただきたいと思っております。知るのを知っている、しかしながら、なかなか足を運べない。やっぱり行ってみたいという気持ちにお願いをしていただきたいと思っております。私なんか大和でも相当に言っていますけれど、よかったよとかね、いろんな感想をいただけるんですけどね。やっぱり所管の方々がそういうことの御配慮を、先ほどもお話しましたように当日の午後には説明員がない、そういうことではちょっと寂しい思いを私もしておりますので、今後しっかりとした体制で心配りをよろしく願いしたいと思います、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○河村委員長

要望でいいですか。

○林委員

はい。

○仲小路委員

それでは、一点ほどお聞きをいたします。プールの工事についてなんですけども、7月29日の入札結果として三井小学校プール底面塗装工事235万3,276円、上島田小学校プール底面塗装工事248万8,416円、それから光井小学校プール防水改修工事が952万円、合計1,436万1,592円があります。これは税抜きの金額でありますけども、工事費の歳出予算は令和6年度光市一般会計補正予算（第7号）の小学校整備事業2,600万円を今年度へ繰越して実施しておりますけども、現在小学校が8校、中学校が5校あり、全ての学校にプールがあります。

また、やまと学園を除き、古いものでは小学校では浅江小学校が昭和46年建築、中学校では島田中学校が昭和55年建築と老朽化も進んでおります。今後全ての小学校でプールを使用すると考えると、改修工事等、また維持費もかなり膨大となります。

まず1点ですが、プール1面当たりの年間の維持管理費の概算をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校プールの維持管理に当たっての経費でございますけども、上下水道費であるとか薬剤費、水質検査費などの経常的な維持管理経費、それから故障等が発生したときの大規模修繕経費というのがございます。

経常的な維持管理経費につきましては、プールに係る上水道専用のメーターというのはございませんので上下水道費の算出が困難であります、ざっくりと試算をさせていただきますと、もろもろで令和6年度の決算見込み値で申し上げますと、1年当たり約54万円となっております。

また、故障等が発生したときの大規模修繕経費につきましては、先ほど御案内いただきましたけども、令和6年度の補正予算で今年度に繰り越して実施しております三井小、上島田小、光井小学校の工事のように数百万円から1,000万円程度が必要となるというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。プールの経費もかなりの金額というのが確認できました。

それで、今後のプールの在り方についてですけども、全国的にもいろいろなプールについては検討されておりました、文部科学省においても働き方改革への配慮から学校内以外のプールの使用も検討することも提案されております。プールの使用について、全ての学校にプールを設置して使用する、あるいは、学校内のプールを複数校で共同使用する、あるいは、学校内にはプールを設置しないで全て外部のプールを使用するなどが想定できますが、今後のプールの在り方についてどのように検討されていきますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

本市の学校プールにつきましては、ほとんどが建築後40年を超えておりまして、老朽化の進展をはじめ多くの課題があるものと認識をしております。

このたびの一般質問で教育長が、屋内プールの利用について現在他市町の事例なども参考にしながら調査研究を行っているところである、とお答えをしておりますけれども、現在、屋内プールだけではなくて、既存の屋外プールの利用の在り方も含めた学校プールの在り方については、調査研究を進めているところでございます。

状況等を少し申し上げますと、現在整備を進めております施設一体型小中一貫やまと学園、こちらにおきましてはプールの設置を検討しているところでございまして、他の学園整備に当たっても同様にプールを設置する方向で整理を進めているところでございます。

それから、既存校のプールの在り方といたしましては、他市の事例を参考とした手法例として、議員から御案内があった内容とも重複いたしますけれども、本市の現状のように各校に設置したプールの利用、それから学校プールの共同利用、それから民間施設等の活用、それから複数校で使用する集約プールの設置などを把握しております。今後、本市の施設の実情や財政状況等も踏まえながら整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはなかなか検討が難しい状況ではありますけれども、今後ひかり学園として小中一体型のができますけれども、これについては基本的にはプールがあるというふうな計画がありますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

先ほど少し申し上げましたけれども、やまと学園同様に他の学園整備に当たっても、プールの設置という方向で整理を進めているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。これについてはいろいろ検討しながら、またやっていきたいと思いません。

以上です。ありがとうございます。

○早稲田委員

それでは、数点お尋ねします。給食費の負担軽減事業というのがございますけれども、こちらの市が負担する食材費高騰分相当額についてお示してください。

○高橋学校給食センター所長

委員御案内の学校給食費負担軽減事業、これは昨今の物価高騰に伴う保護者負担の軽減策として食材費の高騰分を学校給食費に転嫁せず市が負担することにより、児童生徒

の成長に必要な栄養を損なうことなく、また、家計への新たな負担を生じさせることなく安心して給食を提供するために実施するものであり、令和7年度の予算額は2,100万円ということでございます。

本事業によりまして、1食当たりの学校給食費は小学校が246円、中学校が288円に据置きとなっております。

参考までに1食当たりの単価、市の補助がなかった場合の学校給食費につきましては、小学校が278円、中学校が329円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

金額について確認させていただきました。これはもう今年度の予算ということで、単年度の事業の経費になるのでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

現時点で、これは単年度の事業ということでございます。

○早稲田委員

分かりました。1食当たりにすると僅かな金額でも、やはり保護者の方にとってはありがたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、現在コロナがまたはやっているように世間でちょっと感じているんですけども、小中学校の感染状況はいかがでしょうか、お示してください。

○岩政学校教育課長

市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございます。9月の始業後、市内の小中学校の感染者数総数でございますけれども、先週10日が25名、これをピークといたしまして1日当たり大体10名から25名の総数でございます。

学校ごとでは、全ての学校で1名以上の感染者が確認できているものの、最大6名の感染者数ということでございまして、学級閉鎖の措置を要するほどの感染拡大は現在は確認できていません。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。1名以上はいるけど6名からの学級閉鎖とか、そういったのは今はないということで確認できました。ちょっと心配なところがありますので、引き続き感染の注意で学校運営をお願いしたいと思います。

もう1点質問いたします。これはその他のことなんですけれども、防衛省が全国の小学校の約2,400校に計約6,100冊の子ども版の防衛白書を今年度配布されました。ネット上では2021年から公開されていましたが、学校への配布は今年が初めてです。まる分かり日本の防衛、初めての防衛白書2024は、防衛白書を子供向けに分かりやすくしたもの

ですけれども、本紙にはこちらの冊子が届いているのでしょうか。届いていない県もあるというふうに防衛省は発表しておりますけれども、届いていない場合はどのような取扱いになりますかお示してください。

○岩政学校教育課長

お尋ねの防衛白書につきましては、本市には届いておりません。防衛省から配布の依頼がないため対応は考えておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらは安全保障や自衛隊への理解を深めてもらうためと説明されていて、ただ、特定の国を名指しで危険視するなどの内容に対して、一部の自治体では配慮は必要として職員室で保管するケースもある等に聞いています。

ただ、防衛省としては、子ども版防衛白書について、小中高生にも安全保障環境や自衛隊の活動について理解を深めるきっかけとなるように作成したと説明しており、小学生が手に取って読めるように配布したといます。

冊子の中では、なぜ自衛隊は必要なのか、との問いかけから始まり、東日本大震災や能登半島の地震等での被災地の救助活動や生活支援などの心強い案内用もあるそうですけれども、もちろん安全保障としての日本の独立や平和、安全を守るため、日本をほかの国から守ってくれる警察のような存在というような説明もあり、現在世界で起きているいろいろな戦争についても、その国名を上げ、なぜ攻められたのかとの質問に、理由の一つは防衛力が足りなかったとして抑止力の重要性を問いているものと聞いております。

これらの書籍について図書館等に置いていただくことはできないのでしょうか、お尋ねします。

○大濱図書館長

図書館に置くということですが、貸本として、業務として置くという前提でお答えしますと、ちょっとまだ実物を見ていないので何とも言えないところもあるんですが、基本的には光市立図書館資料収集要綱に基づいて照らし合わせて、それに合致するものでしたら貸本として置くことは可能です。

以上です。

○早稲田委員

ぜひ検討していただけたらと思います。平和教育と防衛教育のバランスについて、現在の日本を取り巻く状況を見ても、子供たちにも考えていただく必要があるのではないかと個人的には考えています。平和教育と防衛教育は相反するものとは捉えないで、両方を正しく位置づけ、世界の出来事の現実を理解した上で、平和を守れる子供たちを育てることが将来の地域と国を支える力になると考えておりますので、ぜひ図書館で取り

寄せていただいて検討していただいて、前向きに置いていただけますよう御要望して質問を終わります。

○中本委員

それでは、先行議員と重複いたしますが、通告をしておりますので質疑をいたします。

まず1点であります。今回のプールの3小学校の改修工事があります。特に光井小学校プール防水工事が952万円ということで他2校よりもかなり予算、工事費がかかっておりますが、詳しく中身を教えてください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

このたび光井小、三井小、それから上島田小の3小のプールの改修を行っております。

このうち三井小と上島田小のプールにつきましては、経年劣化によってプールの底面の塗装が剥げて、コンクリートの割れた表面がむき出しになっている。そういったことから専用塗料による底面塗装を行うというものでございます。

一方で、光井小学校のプールにつきましては、底面にひび割れが見られまして、けがのおそれと併せて漏水の疑いがあるということがございますので、ひび割れの修繕を行うとともにプール全面に専用シートを貼るといった防水改修工事を行ったといったことから、ほかの学校に比べて多額の費用を要したというところでございます。

以上でございます。

○中本委員

了解をいたしました。

学校プールの管理についてちょっとお聞きをいたします。プールの管理は全国的に非常に水止め忘れが起きて水をそのまま流しっぱなしというようなことが起きているようでありまして。管理は学校の先生であります。非常に今、働き方改革の中で大変厳しい管理体制ではないかというふうに思います。

これも管理マニュアルについて、マニュアルがあるかないかについて、ちょっと教えてくださいいただけますか。

○岩政学校教育課長

学校プールの管理についてでございますけども、日常の維持管理につきましてはお示しのように学校の教職員が行っております。

なお、管理マニュアルにつきましても各学校で定めておまして、特に水泳指導前の職員会議や研修等で体制確認を行っているところでございます。

以上です。

○中本委員

マニュアルがあつて日常的な管理は学校の先生が行っていると、しっかりとその管理については確認を取りながら現場でやっているということでもありますので分かりました。

それから、光市のプールの小学校は8校、中学校5校、現在13校有しております。各小学校のプールの老朽化が進んでいるということでもあります。昭和45年から46年建築いたしまして経年劣化しております。先ほどの防水工事等、非常にけがが多くなり危ないあるいは漏水というようなことでもありますので、この辺りはちゃんと現地調査をされておりますか、お聞きをいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校プールの現地調査についてでございますけれども、光市学校施設長寿命化計画、これを策定する段階で令和元年度でございますけれども、業者による劣化状況調査を実施しております。

この調査におきましては、プールの外壁、それからプールサイド、それから更衣室、附属室などのコンクリート構造物のほか、フェンス、シャワー、配管などの調査を行っております。外壁などの劣化状況については確認をしたところでございます。

また、こうした大規模な調査以外にも循環浄化装置などにつきましては、毎年点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

しっかり調査されておられますということで、安心はいたしております。

プールの老朽化は、先ほど申し上げましたように昭和45年から46年度に建設されて、維持管理費、修繕費用が自治体の財政を圧迫している、そんな状況であります。昨今は水泳授業の廃止あるいは外部施設への委託が全国的に増えておるといような状況です。プールの大規模改修や建て替えをしないといけないといようなことでもあります。一方では費用の負担が大きく、トイレやエアコン設置などほかの教育環境の整備を優先という兼ね合いがあり、非常に難しい対応になっているというふうに思っております。

そこで、民間スポーツクラブあるいは公共施設にプール授業を委託する動きが全国的に広がっております。また教員の負担の軽減をしなければ、大きな課題として教育現場で検討しなければいけないというふうに思っております。

そこで、行政改革の一環で、先ほど説明がありましたように小中学校のプールの適正化計画を掲げて今後の学校プールの在り方、整備計画を策定し、安全な環境をつくらないといけないというふうに思っておりますので、いま一度そのお考えをお聞きいたしておきます。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校プールの在り方と整備計画ということでございますけれども、整備計画という大きなところは今は検討してないんですけれども、在り方の中でその辺りも含めてということ考えております。

先ほども申し上げましたけれども、施設一体型小中一貫やまと学園においてはプールの

設置を検討しておりますし、また他の学園整備に当たっても同様にプールを設置する方向で整理を進めております。併せて既存校の在り方につきましては、他市の事例や本市の取り巻く状況、それから本市で検討できる手法などについて、現在、調査研究を行っております。早い段階で策定できるよう鋭意努力をしているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

一応計画的には、そういうちゃんと管理運営を含めて適正化に向けて鋭意検討しておられるということでもあります。今まで全国的に新しいプールの設置はもうあまりしないんだと、新設プールをもしするのであれば、今まで5レーンから7レーンの新設をしておりましたが、少子化になって3レーン以下にするというような自治体もあるようですので、そのことを含めてしっかり検討していただかないといけないというふうに思っております。

積極的な適正化計画は、下松市ではいち早く、もう令和3年度から取り組んで現地調査あるいは4年度の市内13市のプール学校の利用状況を民間施設の視察をしながら、学校でヒアリングしながら、そして6年度は下松市だけのそういったスポーツ施設使用シミュレーションまでつくって、こういう冊子をつくって、しっかりと取り組んでいくということでもあります。したがって、少子化になっていく中で、現状の各1校のプールを全部管理していくということは不可能であります。

光市は小中一貫校学園構想しておりますので、プールの今後の空き施設含めて使用しないというような状況が目に見えておりますが、それまではやっぱりもうちょっと管理計画を適正化計画をしながら、今の和歌山地域は1プールあるいは浅江地区、島田全域は1プール、室積・光井は1プールというようなことも積極的にやる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

使用度が現在5、6回程度と。以前は年間15回くらい施設を使っております。その背景には施設の老朽化と維持管理費が、そして維持管理に教員の負担がかかる。特に今年度は熱中症の懸念とかあるいは更衣室がない等々課題がたくさんあります。したがって、その課題をクリアしていくためには、しっかりと適正化計画を早めにつくっていただきますようによろしく願いをしておきます。

それでは、もう1点。給食費負担軽減物価高騰、先ほどもありましたように令和5年度から給食費負担軽減物価予算をつけております。7年度は2,100万円ということで、今現状では食品あるいは人件費、各種資材、相当値段が価格上昇しております。これは全国的に非常に大変な状況の中で7年度は2,100万円と予算化しておりますが、この予算で十分足りるのでしょうか、不足はしませんか、ちょっとお聞きをしておきます。

○高橋学校給食センター所長

本市では、先ほど今委員の御案内のとおり食材費の高騰分を市が負担いたします学校給食費負担軽減事業を実施いたしまして、不足分を補填しておるという状況でございます。

4月以降、新年度に入ってから米価等上昇しております、これに伴うさらなる賄材料費の不足、これにつきましては、今後の物価動向等も注視しながら必要に応じ機動的に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

状況を把握しながら対応していきたいというふうにあります。いずれにしても、今負担軽減物価高予算を年々増していかなければなりません。どこまで、令和8年度も9年度もそういう形で予算化していくのかということがちょっと心配な件になりますというのがある。

もう1点は、給食費無償化についてであります。人件費、物価高騰と保護者の負担が増加する家族には大変な会計であります。さらにはいろんな物価高によって、企業とか経済全体に影響を及ぼしております。今、全国ではあるいは県内でも給食費無償化が進んでおります。児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役目を果たすと。子供たちにとっても大切な要素であるというふうに期されております。

今、国際情勢、物価高騰によって給食に係る経費、食材費は保護者負担となっております。保護者の負担額は物価高騰の長期化にあって、まだまだ負担が続く。子育て世代に保護者の負担額は、今小学校では年間4万7,300円、中学校では5万5,000円、年間10万2,300円、家族が子供が2人、3人おればまだまだ大変な負担でありますので、このような状況の中で保護者の経済的な負担の軽減とか、一番大事なのは少子化対策につながる。そして今働き盛りの子育ての中で、暮らしにゆとりがなくなったという声も聞いております。

教育委員会では、そういう状況をよく御存じだというふうに思いますが、お考えをお聞きいたします。

○高橋学校給食センター所長

学校給食費の無償化につきましてですが、6月議会でもお答えをしておりますとおり、継続的かつ安定した財源の確保が最大の課題であることから、施策の優先順位等も十分に踏まえながら、実施の時期や対象、財源など様々な角度から検討を進めているところでございます。

こうした中、国は学校給食の無償化について、小学校の給食無償化を念頭に安定した恒久財源の確保策と併せ、令和8年度以降できる限り早期の制度化を目指す。中学校についても可能な限り速やかに実現したいとしており、文部科学省は来年度予算案の概算要求について、学校給食費の無償化については具体的な制度設計の議論が続いていることから、必要な経費の金額を示さない、いわゆる事項要求としております。

こうした国の動きを注視しつつ、市立小中学校の学校給食費無償化について、引き続き、その実現の可能性について鋭意検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中本委員

いろんな角度から検討されているというふうに思っておりました。国の動向も注視しながらやっていかないといけないというような課題であります。なかなか前向きな、いい回答はいただけませんですね。

部長、何か考えがあれば、ちょっと一言お聞きをしてみたいと思いますが。

○小山教育部長

給食費の無償化ということでございますが、先ほど所長のほうがお答えしましたが、給食費の無償化につきましては財源の確保が課題であるというふうに申し上げてまいりましたが、県内に目を向けますと、給食費の無償化を実施している他市町もあります。こうしたことから、国の動向を引き続き注視しながら、学校給食費の無償化の実現に向けて鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

ありがとうございます。中身については少し前向きな回答、考えでないかというふうに思っております。

山口県内でもどんどんどんどん無償化が進んでおるところであります。経済的な負担の軽減は、光市においても、教育環境がすばらしい、住んでみたいあるいは住みたくなるまち、少子化対策につながるというふうに思っておりますので、ぜひよろしく御検討をお願いをいたしておきます。

国では令和8年度から小中無償化というような声も聞いておりますが、なかなかそこまでまだ決定をいたしておりませんので、引き続き国の動向を注視しながら、私どもも無償化について、鋭意、国に対してお願いをしたり要望書をしたりしていかなければならないというふうに考えておりますので、そのときはどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、市民ホールの施設の整備について。

現在は教育委員会において指定管理として、文化振興財団が管理をしております。非常に、市民ホールも築後約50年を経過して、施設の不備があちこちと。

1つ目ではありますが、エレベーターの設置の要望であります。2階を利用する施設の利用者は、西側のらせん階段を利用して2階に上がらないといけない。バリアフリー化に向けて、全ての施設をやらなきゃいけない。全ての人が参加しやすい環境の整備をしていかなければいけない。利用者も高齢が多く、階段を上り下りするのが非常に困難な状況であるというふうに思います。市民ホールの会議室等の部屋が全て2階に設置されているわけでもありますので、エレベーターか、あるいはいろんな方法を取りながら、この不備を今からどうして解消していくのか、考えがあればお聞きをいたします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールにつきましては、御紹介いただいたとおり、昭和47年3月の建設後、53年を経過しておりますが、老朽化が進んでおりますが、これまで市民の皆様の文化芸術活動の発表の場として、また様々な分野における活動の場としての重要な拠点でありますことから、利用者の安全を最優先に施設内の設備の充実や必要な修繕を行ってきております。

こうした中、本市の公共施設は更新時期を集中的に迎えることとなり、市民ホールについてもその対象となることは委員も御承知のとおりです。光市公共施設等総合管理計画では、今後の施設の適正配置等に関する基本的な考え方と取組方策において、機能の充実を図りつつ、複合化や機能集約による統廃合、用途廃止による施設の廃止等を柔軟に行い、施設の適正配置と総量縮減を進める、としておりまして、今後の市民ホールの施設更新についても、こうした方針に従って検討していく必要があると考えております。

委員御紹介のとおり、市民の方から、島田コミュニティセンター側から2階へ上がるらせん階段などは高齢者や障害をお持ちの方にとって利用しづらいという声は伺っておりますが、教育委員会としても対応の必要は認識しておりますが、二重投資を防ぐといった観点からも、更新に向けた基本的な考え方に基づき、今後、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

回答については、非常に厳しい回答ではありました。今現時点では、一応、了解をいたしておきます。

関連がありますので、2つ目の洋式トイレの増設についてもお答えをいただきますが、よろしく願いいたします。

○河村委員長

すいません。先ほどの答弁の訂正の申出がありましたので、執行部のほうから申出を受けますのでよろしく願いいたします。

○小山教育部長

先ほどの私の答弁で言葉足らずの表現がありましたので、ここで訂正をさせていただきますと思います。

「学校給食費無償化の実現に向けて鋭意検討を進めてまいりたいと考えています」と答弁いたしましたが、「給食費の無償化の実現について、様々な角度からその諸課題に対応しながら、その可能性を鋭意検討を進めてまいりたいと考えています」に訂正をさせていただきます。おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

それでは、市民ホールのトイレの洋式化についてお答えさせていただきます。

市民ホールには、大ホール、小ホール、楽屋、事務所前、合わせて28の個室トイレがありますが、そのうち洋式化しているものは、男性用が3基、女性用が6基、多目的用が1基、合わせて10基でございます。開館当初は洋式トイレは4基でしたが、平成18年に改修を行い、現在の数となっております。

洋式化については、社会全体の流れや利用者の利便性の向上といった観点から取り組んでいく必要があると認識しておりますが、限られたスペースの中で洋式化を実現していくことは、全体的な基数の減少につながるほか、先ほども申し上げましたが、市民ホールの在り方について考えていかなければならない時期を迎えており、二重投資を防ぐ観点からも慎重に考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○中本委員

一定の理解をいたしました。

洋式化については、男性3基、女性が6基ということであります。多目的は1基ということであります。

昨今、非常にコンサートや発表会が市民ホールを使っております。トイレ休憩となったときに、非常にトイレが混雑するというような状況が多々あるというふうに聞いておりますので、ぜひトイレの改修を含めて御検討をお願いしたいと思っております。

もう1点についての施設の整備、エレベーターの設置を先ほどお願いいたしました。公共施設等総合管理計画のもとの中で、非常に財政的には厳しいという状況の中であります。何でもかんでも財政的に厳しいのでお金がありませんというような、表向きの言葉には、もうあんまり言わないほうがいいのかな、本当に厳しいのはみんな市民も知っているというふうに思っております。厳しい中に、どこに視点を置いて投資をしていくのかということが非常に大事だというふうに、その判断においては、非常に幅広い教育委員会でありますので、厳しいということをよく理解はしております。

理解はしておりますが、そうはいっても現状は非常に困っている状況の中で、トイレ含めてあるいは施設が使われないというような高齢化社会になったときに、ただだけ優しい高齢化社会に向けて施設を直すかあるいは利便性にするのか。光に行ったら、市民ホールはトイレがすごいきれいだ、よその施設に行っても、すごいきれいなトイレで済ましてこうねと、そういう声も多々あります。そういった観点から、たくさん集まってくる、そういうイベントの場所についてはしっかりと考えていかないといけない。

島田コミュニティセンターの2階の上り下りについても、1度、こういう質疑をしたことがあります。その後、インターホンつけて、上から呼び出しするんだというような方法を考えられました。ただ、インターホンを使ってどれだけ利用できたかということは、そんなにないんです。やっぱり2階にずっと上がって行って、事務所でいろんな話をしてということが出来る場所が本来のコミュニティの場所であろうというふうに思っております。そういうことも解決しないと、市内全域でのコミュニティの絆の場所がだんだんだんだんなくなってくる。それはやっぱり、じっくり教育委員会としても考

えていかないといけないというふうに思っております。

全てのことに、今から事業やっていく中で、物価高騰、人件費がどんどん上がって行って、さらには部材もどんどん上がって行って、予定した大きな工事をすることによって、それが、もう施設の整備は凍結あるいはいろいろな面も凍結、全国的にそんな話がたくさん出ておりますが、やはりそういうことがないようにしっかりよく見つめ直そうじゃありませんか。

小中一貫校だけではありません。それも必要であります。視点を変えて、ちょっと視線を落として、じっくりと考えていく時期になっているというふうに考えておりますので、できるだけ、今の洋式トイレのさらに増設、島田コミュニティセンターのらせん階段については、ぜひ前向きに検討していただきますように強くまた要望いたしておきますので、よろしく御検討のほどお願いをいたしておきます。

以上です。

○中村委員

私の一般質問の答弁で、部活動の地域移行により、浅江中学校が移転するグラウンドにおいて、軟式野球チームが手を挙げているというお話がありました。

そこで質問なんですけれども、グラウンドを使用する場合に、ネットなど使用する備品の準備はどうするのか、お示してください。

○宮本部活動改革推進室長

地域クラブ活動団体の方がグラウンドを使用する際の備品の取扱いについてのお尋ねであります。

当該スポーツ活動で直接使用する移動式ネット等の備品につきましては、現状の学校施設開放における取扱いと同様に使用できるものとしております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。現在、今あるものを使用していくという考え方でございます。

その場合、万が一、ネットや、そういった備品が壊れたりときの更新についてはどうなりますでしょうか。

○宮本部活動改革推進室長

学校の備品につきましては、授業で使用するもの、部活動で使用するもの、あるいは授業と部活動の両方で使用するものがございますことから、来年度に部活動が終了した以降の備品の修繕や更新を含めた取扱いにつきまして、現在整理をしているところであります。

以上です。

○中村委員

分かりました。これから手を挙げるクラブチームなどが増えてくると想定されますし、私個人的にも、そうなってほしいと思っております。たくさんの方が利用するようになると、ほかにもいろんなことが起こってくる可能性がありますので、そのあたりの考え方をしっかり整理しておいてほしいと思います。これは要望です。

以上です。

○仲山委員

これまでの質問の中で、地域資料のデジタルアーカイブ化のことなんですけど、今、多分、図書館のほうで、図書館の館蔵資料、古文書と聞いていたと思いますけれども、今、オーバヘッドスキャナーのほうでデジタルデータ化を進めていらっしゃるかどうかだと思いますけれども、今の状況はどういう状況なのか、ちょっとお伺いします。

○大濱図書館長

委員お示しのとおり、今現在は図書館のほうでオーバヘッドスキャナーを活用しております。

6月の委員会でも少し御紹介しましたが、古文書の整理事業を今年度から始めておりまして、書点数としては、三井家が109点、高橋家が51点、松岡家が249点の計409点あるわけなんですけど、現在、三井家を79点、電子化済みです。月4回程度なんですけど、ボランティアの方の力を借りながら、定期的にアーカイブ化しているものでございます。

以上です。

○仲山委員

これは、図書館の今収蔵している409点、これ終わるまで、それを引き続き続けていくということなんですか。

○大濱図書館長

予定としましては、令和7年度中にこの409点のアーカイブ化を終えて、令和8年度にホームページを通して随時紹介していくという方針で、今、事業を進めております。

以上です。

○仲山委員

分かりました。

今、図書館の分が終わりましても、資料としては伊藤公資料館であるとか文化センター。文化センターの分がかなり相当な量あるのではないかと思いますけど、これらに取り組んでいかれると、順次そういうふうに行っていくというふうに理解していいんですか。

○大濱図書館長

図書館の活用の方針としましては、70年以上経過した著作権のない郷土資料、今やっ

ているのは古文書なんですけど、こういったものをアーカイブ化していき、紹介できるものは紹介していこうという方針でございます。
以上です。

○仲山委員

ということは、まずは図書館のほうの資料のデジタルアーカイブ化を優先的に進めていくということでしょうか。

○大濱図書館長

そういうことになります。

○仲山委員

図書館のほうでは、その後の活用のことまでしっかりと考えて今進めていただいていますので、それをしっかりと進めていただければと思います。

今後は、伊藤公資料館もたしかほとんど終えていると思いますので、それ以外の分も順次やっていかれて、図書館とは別の活用という枠組みになるかもしれませんけれども、活用を見据えて進めていってもらえればと思います。

次に、戦後80年の企画展を今年度行いました。まだ会期が残っていますので、総括というわけにはいかないと思いますけれども、感触といったようなところあたりで伺えればと思うんですけれども。

子供たちや若い世代に伝えたいということで、夏休みに会期を重ねて開催と、またオープニングでは平和へのメッセージの発表であるとかメッセージの展示であるとか、工夫をされていましたが、子供たちや若い世代あたりの来場の状況はどのような感じであったか、お伺いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

戦後80年記念企画展は、8月2日に、市内小中高生にも御協力いただきオープニングセレモニーを行い、開会をしたところです。

来場の状況につきましては、9月17日時点で1,650人であり、特にお盆の時期には多くの方に御来場いただいております。

夏休み期間中だったこともあり、子供連れの御家族の来場が多く、平和へのメッセージを投稿してくれたり、平和の象徴となるハトの折り紙に取り組んでくれたりして、会場に掲示をしているところです。

平和へのメッセージにはこれまでに108通の投稿があり、「戦争のない世界にしなければならぬ」、「平和を未来につないでいかなければならぬ」といったメッセージがあったほか、子供たちからは「僕はこの平和なまちが当たり前だと思っていたけど、平和なことを感謝します。戦争は人を傷つける。戦争は絶対にしてはいけない」といったメッセージが寄せられており、本企画展の目的である戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、未来につなげる機会になっているものと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

狙いが、ある程度達成できている様子がかえりました。

同じ展覧会の中では、戦争遺構について、マップを掲示されたりとか写真を一部展示されたりしておりました。秋本元之先生も講演でおっしゃっていましたが、戦争遺構をどう文化財というか、平和というか、材料というか、そういう資料としてというか、位置づけが必要であるというようなニュアンスのことをおっしゃっていたんですけども、市内にたくさんあります、たくさんというか、比較的多い町だと思います、戦争遺構の位置づけや保全活用、そういったようなことについてのお考えをお伺いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

戦争遺構については、市内に点在しているところですが、中でも光海軍工廠に関するものについては昭和前期における本市の歴史を証言する貴重な資料と位置づけ、光海軍工廠関係資料群一式として文化財に指定をしたところですが。

その他の遺構についても、歴史を語り継ぐ貴重な資料として、これまで有識者の皆様に御協力いただきながら把握や整理に努めているところですが、保存や活用については、民有地に存在していることや経年劣化による損傷など多くの課題があるのが現状であり、今後、保存や活用の在り方について研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと研究していただいて、保全や活用について取り組んでいただければと思います。

あともう一点、近隣他市町との連携ということも取り組んでいただけていました。そのあたりの成果といいますか、そのあたりもお伺いできればと思います。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

このたびの企画展では、回天についてつながりのある周南市や平生町と連携し、周南市からは7点の写真データを、平生町からは2点の資料をお借りして展示をするとともに、それぞれの企画展を双方向から紹介するなど協力体制を築いて実施しているところです。

来場者はそれぞれの資料を興味深く御覧になっておられましたので、文化センターが所蔵する回天頭部に加え、周南市や平生町からの資料を併せて展示することで、回天について、より深く理解していただけたものと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

来場者が巡回して下さったかどうかというのはちょっと確認は恐らくしにくいとこ

ろかと思えますけど、一定数は回遊されたんではないかなという様子はいかがい知れました。

もう一点だけ。

部活動の地域移行に伴うことなんですけれども、現在使われなくなった中学校のテニスコートに、今、草が生い茂っているのを見ます。というか、室積にありますので、室積中なんですけれども、誠に残念な風景ではあるんです。このテニスコートのように、これまで部活動で使っていた、あるいは主に部活動で使っていた、そういう学校の施設、これらについて、部活動が終わった後、今後どのようにしていくのか、お伺いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

主に部活動に使っていた、あるいは部活動のみで使っていた学校施設についてのお尋ねでございます。

例えば、今御案内いただいた学校のテニスコートにつきましては、現在授業で使用している学校もありますし、そうでない学校もございます。部活動地域移行後につきましては、現時点で具体的に決まっているというようなものはございませんが、今後、学校において、授業での使用、それから、その他の用途での使用、あるいは使用しない、といったことを検討していただくということになるかと思えます。

このほかで部活動を主にあるいは部活動のみで使っていた施設としては部室が考えられます。部室につきましては、倉庫等への転用も考えられますけれども、こちらも今後、学校において検討していただくということになるかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

恐らく各学校によって事情がそれぞれ違うと思えますので、それぞれのほうでこれから整理をされていくものだと思いますが、あまり長くああい状態が続くのを見るのは忍びないなとか、あまりいい状態ではないなと思えますので、できるだけ速やかに対応をお願いしたいと思えます。

あと、施設自体は動かせないものとしてその場にあるわけなんですけども、備品としても部活動で使っていたものというのが各学校に結構あって、それが授業で使うことがないというものも結構あるのではないかと思うんですけど、こういったものの今後についてもお伺いいたします。

○宮本部活動改革推進室長

学校の備品についてのお尋ねをいただきました。

先ほどもお答えいたしました、部活動で使用するのみのものとか、授業で使用するもの、あるいは両方で使用するもの等様々ありますことから、来年度、部活動が終了するタイミング以降におきまして、備品の修繕や更新を含めた取扱いにつきまして、現在整理をしているところであります。

以上でございます。

○仲山委員

なかなか、その後のことって、しっかりと整理をしていかないと難しい問題だと思います。例えば地域移行した活動のほうで使うという場合もあるでしょうし、いろんなケースがあるかと思います。無駄は出したくありませんし、しっかりとそのあたりは研究をして対応していただければと思います。

以上です。

○藤川委員

部活動地域移行のことについてお伺いします。

現在、環境整備など整えられているところですが、一般質問でもあったんですが、現時点で送迎がない生徒に対する対応というのはどのようになっているのか、もう少し細かく教えてください。

○宮本部活動改革推進室長

地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段についての御質問であります。地域クラブでの移動手段につきましては、地域クラブ活動団体の活動場所、活動時間等、現在のところまちまちでありますことから、現状のスポーツ少年団の活動に準じることを基本と考えております。ですので、保護者の方の送迎や公共交通機関の利用、それから移動距離によっては徒歩や自転車の利用をお願いしているところであります。

また、福祉保健部のファミリーサポートセンター事業、これの送迎支援を御活用いただけるように、本年4月から、利用対象の年齢制限が小学6年生から中学3年生に拡大されたというところであります。

以上であります。

○藤川委員

今現在、スポーツ少年団と基本的には同じような対応されているということですが、ファミリーサポート制度で利用ができているというケースも今現在はありますか。

○宮本部活動改革推進室長

ファミリーサポートセンター事業で、部活動地域移行で利用されている方という御質問ですが、これにつきましては所管が福祉保健部になりますが、今のところ、教育委員会のほうには利用をしているといったお声は聞いていないという状況になります。

○藤川委員

承知しました。

本来、部活動ではかからない送迎費用だったりとか、経済的にお金を出すのが難しいなという経済状況、家庭の状況もあると思うんですが、今後、市としての対応、

こういった送迎難民に対しての対応というお考えはありますか。

○宮本部活動改革推進室長

送迎の対応についての御質問であります。これにつきましては、可能性等、移動手段の在り方等、様々な考え方があろうかと思っておりますので、そのあたりの整理を含めて検討が必要であるかなということを考えております。

以上です。

○藤川委員

検討が必要であるということでした。ぜひ、子供たちが希望する、やりたい部活が精いっぱいできるように、平等にできるように、ぜひ市としても何かしらの対応をしていただきたいと要望して終わりにします。

あともう1つあります。続けていいですか。

もう1点、一般質問でもあったんですけども、年々暑さが厳しくなっているところなんです。小中学校の熱中症対策として、エアコン設置など、教室のほうは整いつつあると思うんですが、スポーツする体育館。こちら、一般質問でスポットエアコンの設置の提案があったと思うんですけども、予算の問題だとかそういったところで、他の自治体の例で、企業版ふるさと納税でこのスポットエアコンを設置したりだとか、エアコン設備をされているところが実際にあるんですけども、本市としてそういった対応可能でしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小中学校体育館の熱中症対策として、既設の学校についての取扱いですけれども、教育長が一般質問でお答えしましたけれども、財政状況や施設一体型小中一貫教育校の施設整備と二重投資にならないかといったことなどを勘案しながら、移動式の空調設備の導入も含め、さらなる整備に向けた調査研究を進めていくというところでございます。

スポットクーラーの設置の検討につきましては、こうした調査研究の対象としては考えているところでございます。

御提案のありました企業版ふるさと納税の活用についてでございますけれども、導入手法の1つとなり得るということから、関係所管と連携しながら、可能性も含めて調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。体育館は災害時の避難場所にもなるということから、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：山門財政課長兼行政経営室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、数点質問いたします。

書かない窓口につきまして、その進捗状況についてですが、令和7年度中にシステムを導入し、令和8年度の早い時期から業務を開始したいとのことですが、予定どおりに進捗していると考えていいでしょうか。

○山門財政課長兼行政経営室長

書かない窓口につきましては、令和6年5月に導入に向けた方針を策定し、国の動向、県内市町の状況及びシステム導入運用に係る経費等を考慮しながら調査研究を行うとともに、住民ニーズや現場の課題を十分に踏まえた上で、必要な業務改革を行うため、デジタル庁の窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用し窓口利用体験調査を実施し、ライフイベントに関連する窓口所管課の職員が実際に現行の窓口での手続を体験し窓口の現状と課題の把握などを行った後、調査で明らかとなった課題についてアナログレベルで改善に取り組んできたところでございます。

令和7年度につきましては、先進自治体の視察やシステム構築等に取り組んでおり、予定どおり、令和8年度の早い時期から、開始に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

予定どおりできるということで分かりました。

それから、システムの構築等ですが、これは全て職員で行えば、様々な事態に柔軟に対応できるという利点がある一方、専門的な知識が職員に求められ、作業においても大きな負担となることが想定されます。

そこで、システムの構築等の進め方はどのようになりますでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

本システム構築の業務委託につきましては、8月に公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者を決定いたしました。

システム構築自体は委託事業者が行うため、職員による大きな作業負担は発生しない見込みでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

状況確認できました。ありがとうございます。

それから、別の件ですが、現在ちょうど国勢調査を行っておりますけれども、調査員を依頼するために休日に出勤するなど対応して大変に苦勞されておりますけれども、調査員は266人を予定していましたが、どのような状況でしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

こんにちは。

国勢調査の調査員の数でございますが、9月19日金曜日現在の調査員の配置状況と、1調査区担当86名、2調査区担当146名、3調査区担当4名、これにより、調査員は合計236人となっております。

当初の想定の266人より少ない人数になりましたが、調査員の御理解と御協力により、2調査区あるいは3調査区を担当していただける調査員を増やすことができましたので、390ある調査区に必要な人数は充足させることができっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。当初の人数には達しませんでしたけれども、2あるいは3の調査区を担当していただけるということで、順調に進んでいるということで分かりました。

以上です。

○中村委員

光市では行政サービスのデジタル化や業務効率化のため、DXの推進を進めていると承知しておりますが、現状についてお伺いします。

まず、現在、政策企画部の情報・DX推進課で実施されている主なDX推進施策というのはどのようなものがありますでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

主な施策として、市民向けでは、行政手続のオンライン化として、一部手続の電子申請を行っております。また、市民サービスの向上として、キャッシュレス決済や情報受発

信手段の充実、書かない窓口のシステム導入を行っています。

行政向けでは、デジタル技術を活用した業務改革として、内部事務システムにおける電子決裁の導入やノーコードツールの導入を行っています。さらに、業務の効率化を推進するため、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化の取組も行っております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。電子申請やキャッシュレス決済、あと、業務系の電子決裁の導入など、ありがとうございます、行っているということで。

次に、これまでの取組で成果があった施策と、課題や改善が必要だと考える点というのは何かありますでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

成果がありました施策としては、さきにお答えしました主なDX施策のほかに、デジタルデバイド対策としてスマホ購入支援やスマホ講座、公共施設における通信環境の充実として公衆無線LANの整備、業務の効率化としてウェブ会議の活用やビジネスチャットツールの導入がございます。

また、課題や改善が必要なものとしては、AI、RPA技術等を活用した業務効率の改善がございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。成果があった施策はそのまま伸ばしていただいて、今、最後にありました課題や改善が必要だと考える点はしっかりとまた検討して前に進んでいただけたらと思います。

次に、今後、住民負担軽減や利便性の向上の観点から、どのような施策を検討していますでしょうか。お願いします。

○松岡情報・DX推進課長

キャッシュレス決済や電子申請の拡充を検討しております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。そのようなことを検討するに当たって、他市の自治体DXの事例など、参考にされているところはありますでしょうか。あれば教えてください。

○松岡情報・DX推進課長

キャッシュレス決済につきましては、山口市や周南市を参考にしております。

以上でございます。

○中村委員

D Xの推進によって、行政内部の業務効率化も期待されるところでございます。

現在、情報・D X推進課で行われている業務のデジタル化の具体例というのは何でしょうか。

○松岡情報・D X推進課長

具体例といたしましては、ペーパーレス化のための電子決裁や、プログラミングの知識がなくても視覚的な操作で効率化を実現できるアプリを作成するためのノーコードツール、職員間の円滑なコミュニケーションや情報共有のためのビジネスチャットがございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。

今後、他部署への展開に向けた課題というのはどのように捉えられているのでしょうか。お願いします。

○松岡情報・D X推進課長

システム導入後の他部署への展開は、費用対効果が不透明な点が課題だと考えております。追加費用に見合うだけのコスト削減や業務時間短縮といった具体的な効果が明確でなければ、他部署からの合意を得ることは困難と考えています。

この課題を解決し、システム展開を先行させるには、まず丁寧にヒアリングを行い、他部署の意見を深く理解することが不可欠です。それらの意見を基に、最も効果的な展開方法を慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。今後も他部署との連携を深めて、市民からの目線、あとは業務を行う方々からの目線で効率化をさらにできるように、引き続き、他市の事例などを参考にしながら、しっかりとした取組をお願いします。

以上です。

○中本委員

それでは、1点ほどお尋ねをしてみたいと思います。

ネーミングライツについてという、提案型ということであります。新たな財源の確保であります。令和4年の3月に策定した光市行財政構造改革推進プランに掲げた取組でありました。

当初は3つの施設に金額を表示しての募集でありましたが、なかなかいい募集、手を挙げた企業はおられませんでした。非常に残念でありました。したがって、光市民の提案制度ということで、ネーミングライツ提案型に切り替えて新たな募集をし、なかなかそこにも非常に厳しい状況であったというふうに思っております。なかなか企業の方に理解がいただけない、あるいは積極的にやりながら推進をしながら、やはり推進が足りなかったのかというような思いもあっております。

さて、今までいろんな取り組んできた中での状況が分かればちょっと教えていただけますか。

○山門財政課長兼行政経営室長

令和4年度から開始したネーミングライツの募集につきましては、残念ながら導入に至らなかったため、令和5年度からネーミングライツ提案型として、民間事業者側から、愛称をつけたい公共施設等を契約期間、ネーミングライツ料などの条件とともに提案していただく制度に変更したところでございます。現状につきましては、正式なお申込みには至っていない状況でございます。

こうした結果から、その原因の分析をしてみますと、まずは募集情報自体が十分に企業に周知されていない可能性があること、それから、現在の広告市場では即効性やターゲット等の細かな設定が可能なインターネット広告等が主流となっていることもあり、企業側に魅力的な広告媒体としての位置づけがされていないことも考えられます。

そのほか、ネーミングライツは、ネーミングライツ料に加えて、施設の看板や各種表示物の書き換えなど、手続面の複雑さや関連費用が追加で発生することも考えられます。

いずれにいたしましても、制度開始から4年目、より効果的な募集方法の検討も含め、施設所管部局と緊密に連携し、何とか実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

正式な原因でどうだというような話もありました。周知の徹底、これも大事なことだというふうに思っておりますので、よく理解をするような周知徹底も必要かも分かりません。特に今年、いろいろ、もうインターネットの時代でありますので、インターネット広告がたくさん出ておりますので、むしろそっちのほうがしつこく広告がどんどん同じことをやっているというような状況でありますので、非常に今後も厳しいかなというような見方をしておりますし、施設の看板等、常に出費がそれ以上にかかってくるというのがあります。

現状では、市内の業者にいろいろ私も話をしておりましたが、市内の業者では、インターネットの広告あるいはテレビCMを今までやっていないような企業がテレビCMをどんどん流している、そんな状況をちょっと目にしたというふうに思っております。

ただ、こういう提案制度を設けておりますので、しっかりと周知徹底しながら、自主財源の確保、これをしていかなければならないというふうに思っておりますので、大変

な状況ではありますが、ぜひ周知徹底あるいは根強く取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○仲山委員

公民連携ということがございます。今、光市でも様々取り組んできていますし、大変有効でもあるし、期待もしているところなんですけど、その中からちょっと幾つかお伺いします。

民間提案制度「コネクテッド・ラボひかり」のテーマ型に取り組んできておりますが、現在の状況はどんな状況でしょうか。お伺いします。

○山門財政課長兼行政経営室長

光市民間提案制度「コネクテッド・ラボひかり」のテーマ型でございますが、これは、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、市が実施する事業に対し、民間事業者が持つアイデアやノウハウが盛り込まれた市民サービスの向上や業務効率化につながる提案を公募する制度です。

実績を申し上げますと、これまで、リースを活用した省エネ・創エネ設備の導入による財政負担軽減、附帯サービスによる市民サービスの向上するための提案や、公用車合理化から電子自動車化費用を捻出し地球温暖化対策・災害対策を実現し、自然敬愛都市の実現と災害に強い都市づくりに貢献するための提案を採用し、現在実施しているところでございます。

また、今年度につきましては、随時、各所管課にはテーマの募集を行っていますが、市民サービス向上や行財政運営の効率性向上が期待できる提案で、かつ、市に新たな財政負担を生じさせない提案という、その条件に合致する必要がございますことから、現時点では各所管課からのテーマの応募がない状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

今現在、今年度はということでございますけれども、ぜひ、また再度、刺激をするなりして取り組んでいただければと思います。

また、本市が保有する財産を用いた広告事業に係る提案を募集する広告提案型をテーマ型、フリー型に分けて提案を募集して、提案審査をもうそろそろ終えているタイミングかと思えます。こちらはどのような状況でしょうか。

○山門財政課長兼行政経営室長

再度の広告提案型についての質問でございます。

広告提案型とは、本市の財源確保や市民サービス向上につなげるため、民間事業者から本市が保有する財産等を用いた広告事業に係る提案を公募するもので、これまで、この事業により、民間事業者により、光駅南口駐車場にデジタルサイネージの設置を行っ

たところでございます。

今年度につきましては、企業による自由な広告事業の提案を公募するフリー型につきましては、募集の受付を行いました。が、応募がなかった状況でございます。

また、市がテーマを設定して広告事業の提案を公募するテーマ型につきましては、随時、各所管課にはテーマの募集を行っておりますが、現時点では条件を満たす提案がない状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

これまで効果を生んできている取組というか、方向性ではあると思うので、ぜひ募集に工夫をして、何とか取り組んでいただきたいなと思います。

それからもう一つ、提案前提の公民連携の手法かと思えますけれども、「ひかりノベ」として、公共空間のリノベーションプロジェクト、トライアル・サウンディングということにも取り組んでいただければ、本年度の状況といえますか、お伺いできますか。

○山門財政課長兼行政経営室長

トライアル・サウンディングについての御質問でございます。

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の利活用の事業化の検討に際し、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等を募集して、一定期間、実際に使用してもらい、暫定利用後、課題のフィードバックを受けて、その後の利活用方針に生かしていくことを目的とした市場調査のことでございます。

これまで、令和5年度には光駅南口駐車場で本市初のトライアル・サウンディングを実施し、令和6年3月には冠山総合公園西側市有地、令和6年10月から1月にかけては光駅南口駐車場でトライアル・サウンディングを実施したところでございます。令和7年度、現状につきましては、現時点では実施に至っていないところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

市のほうでは、今年度はまだ実施してはないということでしたけれども、市のほうが関わっていないものではあるんでしょうけれども、この間、同様の取組が民間から、公園を利用してキッチンカーのイベントが行われているのを見ました。波及して自発的には起きていっている状況かなと思って、これも1つの効果なんだろうなというふうに思いました。

とにかく、民間のノウハウやアイデアといったものをしっかりと生かしていくというために、いろんな手法はほかにもあると思います。しっかりと手法を研究して進めていただければと思います。

以上です。

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第58号 令和7年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第60号 令和7年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○中本委員

それでは、御指名をいただきましたので、1点ほど質疑をいたします。

三島コミュニティセンターの件で、度々、議会ごとに聞いておりますが、5月31日に三島地区の方が参加をいただいて、完成式典が行われました。非常に、今、利用者の

方々にはいい評価を得ております。関係者の方々に感謝申し上げます。

では、予定どおり、令和8年の3月に完成ということでありました。なかなか工事が進まない。現状では、駐車場含めて利用者が不便な状況である。ぜひ、安心して利用できるように、早く工事に着工しないといけないというふうに思っています。予定では、6月から8月に第2期工事、既存コミセン解体工事ということになって、その後に屋外、敷地内駐車場整備と。したがって、令和8年の3月であります。完成というような今までの予定でありましたが、今からのスケジュールについてちょっと教えていただけますか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

三島コミュニティセンターの整備につきましては、4月に新しい建物が完成いたしまして、6月1日から正式に新しい建物でのコミュニティセンターの運用を開始しておるところでございます。その後の旧施設の解体工事を含めた整備工事につきましては、入札の不調等もありましたことから、工区や工程の見直しを行いました。現在は、旧コミュニティセンターの建物の解体工事に取りかかっているところでございます。今後は、解体後の旧施設用地に駐車場整備や外構、屋外広場の工事を実施していきます。年明けの時期となりますが、消防団の機庫側の駐車場整備を予定しておるところです。いずれの工事も今年度末の完成を予定しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

予定どおり完成ということでありました。どうぞよろしく願いをいたします。安心安全で、周りの方にも配慮しながら、既存のコミセンの解体工事がスムーズに行くように願っております。ぜひ、早く1期工事、2期工事が完成して、完全な状態で三島コミュニティセンターが活用できますようによろしく願いをいたしておきます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、数点の質問させていただきます。

まず、街路灯につきましては、一般質問でも話がありますけども、計画消灯、または撤去を今進めておりますけども、それによって暗く危険などの場合は、防犯灯を代わりに設置をしている場所がありますけども、街路灯設置に比べ暗いために危険等の意見もあります。通常の防犯灯は10V A程度の規格ですが、20V A以上の明るい規格の防犯灯も製造されております。器具の価格は2、30万円から3万円高く、電気代の増額ともなりますが、安全確保のため、街路灯の代替となる場合は必要に応じて明るい規格の防犯灯にすることの検討は可能でしょうか。

○山根生活安全課長

委員御紹介のとおり、令和3年度から、街路照明適正化事業ということで、一般的に

は道路照明、生活安全課が関知するものは街路照明と呼ばれるものですが、大多数が国道、県道を中心に市内の事業者等で構成する街路照明推進協議会において昭和46年頃から設置した照明が老朽化していることから、年次的に計画消灯及び撤去をしております。

計画消灯に際し、安全確保上必要な箇所には防犯灯タイプの代替LED灯を設置しているところですが、通常の防犯灯が10V Aで10w相当のところ、代替LED灯は、各地区連合自治会長さんからの御要望もありまして、同じ10V Aでも20w相当の光量のものを設置しております。

なお、本来は道路管理者が通行の安全を目的に設置すべきものであるため、国、県それぞれの道路管理者に対し、撤去箇所を説明し、設置基準に沿った街路照明の設置をお願いしておりますが、基本的には街路照明推進協議会や市において照度変更や増設は予定しておりませんが、歩道通行時、防犯上危険であるということでありましたら、個別に御相談いただけたらと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

状況確認できました。危険なところもありますので、そういう協議にも、またいろいろ相談に乗っていただければと思います。

それから、現在計画消灯中の街路灯は、点灯可能であれば、撤去までは点灯することも可能ではないかと思われませんが、それについてはいかがでしょうか。

○山根生活安全課長

撤去予定の街路照明であっても、信号機のある交差点や大きなカーブなど、撤去直前まで照明があったほうがよい箇所、27基については点灯を継続しております。

計画消灯した街路照明につきましては、計画消灯した時点で電柱からの引込線を撤去しておりますので、再点灯ができません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう危険な分、また必要な分については継続で、また、電柱についてはもう電気が切つてあるということで確認いたしました。街路灯は以上です。

それから、令和8年度実施の協働事業提案制度の募集は終了しましたが、状況をお示しくください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

令和8年度の協働事業提案制度においては、6月30日に募集を終了いたしましたところでございます。

募集はございましたけれども、今後審査会等開催する予定となっておりますことから、募集团体とか、そういったものの詳細につきましては、現在お答えをちょっと差し控えたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。募集後ということは確認いたしました。

それから、次の環境美化ボランティア・サポート事業についてですけれども、現在、道路や公園等の草刈りなどの維持管理が困難な状況でもあり、それを補うものとしての施策であり、その現状と今後の推進について確認したいと思います。

登録実施団体数が、令和2年度が18団体、令和3年度が20団体、令和4年度が22団体、令和5年度が24団体と推移し、現在は光市のホームページでは24団体となっています。

活動状況の確認は困難とは思われますが、活動報告書を提出している団体とその活動の状況が分かればお示しくください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

ボランティア・サポート事業につきまして、若干、今、ホームページの更新ちょっと遅れておりますけれども、今年度新たに1団体の登録がございました。合計25団体がボランティア・サポート事業に登録をしておるという状況になっております。

各登録団体の詳細な活動につきましては、なかなか詳細までは確認するところが困難ではございますが、提出された活動報告書を見てみますと、環境美化ボランティアという活動であるため、内容的には清掃活動、除草作業、こういったものが主な活動内容となっているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

現在、活動報告書が提出されているのは、今年度はいかがでしょうか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

約半数の団体は活動報告書のほうは提出されておられます。登録されておりますけれども、今年度、前年度、活動をお休みしているというような団体もあるかもしれませんので、半分が出している、半分が出していないと、一概にちょっとなかなか言えないところではございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。半分というのはかなりいい線ではないかなと思います。また、これから活動が進むようお願いしたいと思います。

それから、環境美化ボランティア・サポート事業を多くの市民が活用するためには、事業のメリットなど、その内容を市民が知ることが重要です。そこで、周知について現在実施していること、また今後の計画等がありましたら、その予定をお示しくください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

現状は、ホームページ、広報等への掲載を行っておりますが、より多くの市民の方への周知ということで、今後、連合自治会、そういった団体を通じまして各地区の自治会へ事業の周知を図りたいと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう形で、いろんな形で皆さんが知ることが非常に重要であるし、なかなか知らないという方が多くいらっしゃると思いますので、方法としましては、例えば自治会の回覧等で全住民の方に知らせる、そういう方法もあると思いますので、また御検討いただければと思います。

それから次ですが、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたアンケートを、今、作業中でありまして、10月から11月にかけて男女共同参画基本計画に関する市民アンケートを、回答については、まず回答者の属性が7件8項目、それから問いについては23問41項目の質問を設定して実施しており、令和2年10月から11月にかけて実施したアンケートとは異なる内容もあり、さらに時代背景の変化もあり、今後実施するアンケートは前回に比べてどのような変更がありますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

アンケートについてなんですけれど、今後計画策定となります男女共同参画推進ネットワークにお示しした後に実施する予定となっております。

今回のアンケートでは、27問41項目程度を想定しております。その中には、昨今の社会情勢等を踏まえまして、新たに、困難な問題を抱える女性への支援と、それからLGBT理解増進法及びパートナーシップ宣誓制度に関する項目を加えることから、これらに関する質問を追加したいというふうに考えています。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。新しい政策または法律等によるものによるアンケートですけども、これはそういうものの認知をしているかどうか、そういうアンケートになりますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

言葉とかこの内容について御存じであるかということの認知度について問う予定としております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

また、このアンケートは18歳以上を対象としておりますけども、18歳未満の子供の意見を聞くということについてはどのような対応が検討されていますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

今回のアンケートについてなんですけれど、18歳以上を対象としている理由といたしましては、本計画に位置づける施策の多くが社会人として実際に活動している18歳以上の人を対象としていることなど、それから国、県の計画においてもアンケートの対象を18歳以上としていることから、それらとの整合を図るため、18歳未満の子供を対象とすることは想定しておりません。

また、子供への意見の聴取につきましては、令和9年度に改定を予定しております光市人権施策推進指針において実施を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう状況でよろしくお願いします。

それから次に、書かない窓口の進捗状況ですけども、昨年、窓口利用体験調査を実施して、調査で明らかになった課題や、その後にアナログレベルでの改善に取り組んでいるものはどのようなものがありますでしょうか。

○藤井市民課長

昨年7月、デジタル庁の窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用し、職員自らが来庁者役となり、転入やお悔やみに関する手続を実施する窓口利用体験調査を実施いたしました。調査では、手続に要する時間や氏名・住所等を記載する回数を計測するほか、ハード面・ソフト面の様々な気づきや課題を把握することができました。

そうした課題のうち、すぐに取り組んだものとしましては、まず、掲示物、配布物の整理でございます。窓口カウンターの下などに国、県から提供されたポスターなどを掲示しておりましたが、決して見やすい位置ではなく、掲示目的も曖昧で、情報量が多く分かりづらいものであったため、一旦全て撤去し、本当に必要な最小限の掲示物となるよう見直しを実施いたしました。

次に、申請書を書いていただく際に使用するペンについてでございます。体験調査において、書きづらいとの意見があったことから、より書きやすいペンへの入替えを実施いたしました。

次に、市民課窓口を設置している発券機についてでございます。何の番号が何の手続であるかが分かりにくかったため、どの手続に対応するものであるかを示す表を掲示することといたしました。

そのほかに取り組んでいるアナログBPRといたしましては、メニュー表や、手続の流れと言われる、窓口で来庁者に示しながら手続内容を確認するためのアナログなツールがございます。メニュー表では、例えば住民票の写しを取得する際に、世帯主や続柄、本籍等、住民票に記載したい事項を具体的にお示ししながら確認を行うことができるも

のでございます。また、手続の流れでは、転入・転出等、住民異動に関する手続において、まず手続の全体の流れをお示しし全体像を把握いただくとともに、その後、転入や転出といった手続ごとの届出事項について、確認事項をお示ししながら手続を進めていくものでございます。これまでの窓口では口頭で言葉だけの説明であったため、理解が追いつかず、聞き流して手続を進めてしまうようなこともございましたが、こうしたアナログなツールを使用することで、言葉だけではなく、目からの情報も含めて説明が可能であるため、よりスムーズな窓口対応が可能になるものと考えております。準備が整い次第、メニュー表や手続の流れを使った窓口対応を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

いろいろ実験、また体験して、また様々な課題を研究した結果、いろんな形で市民の皆さんが不便だという状況が確認できたと思います。実際に手続ができないという方が多くいらっしゃいますので、そういう対応が、まずアナログでできればというふうに思います。

それから、対象の手続は定型的な44というふうに想定をしておりますけども、様々な検証の結果、変更等はないでしょうか。

○藤井市民課長

現在想定しております対象手続でございますが、44手続から変更はございません。

市民課に関係する手続では、住民票や戸籍、印鑑登録証明書に係る交付申請や、住民異動届、印鑑登録廃止に係る申請書や届出書、それからマイナンバーカードに係る様々な申請書のほか、国民健康保険の資格異動届や葬祭費の支給申請書、後期高齢者医療での葬祭費支給申請書などを想定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

これにつきまして、予定どおりということで確認しました。

申請書作成の際に、マイナンバーカード等の本人確認書類から氏名、住所等の情報を読み取り、自動転記し、職員が必要事項を聞き取りながら利用者と共に操作して申請書を作成するという方法を採用することとなっておりますけども、変更はないでしょうか。

○藤井市民課長

まず、氏名、住所につきましては、委員御案内のとおり、マイナンバーカード等から読み取る方式のほかに、さきに実施したプロポーザルで選定されたシステムでは既存の住民基本台帳システムと連携が可能であるため、氏名や生年月日での検索結果を申請書へ反映する方式も可能となっております。どちらのやり方がより円滑な窓口対応となる

か、システム構築と並行して検討を進めてまいります。

そのほかの必要事項につきましては、職員が聞き取りをしながら申請書を作成していくことを想定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、実際に作業する場合に、今のカウンターがちょっと高い状況ですが、これについては何か考えられていますでしょうか。

○藤井市民課長

カウンターの見直しをしたいというふうに考えております。ただいま検討中で、今ここでお示しするものは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。より使いやすいものになることを希望しております。

それから、他の自治体の視察を行っています。どのような参考の内容がありましたでしょうか。

○藤井市民課長

本年5月22日に静岡県藤枝市と磐田市への視察が実施され、市民課職員も参加いたしました。

視察での参考事例を幾つか御紹介しますと、まず、マイナンバーカード等身分証明書からの読み取りに関する運用に関してでございます。本市と同様に、マイナンバーカード等から氏名、住所等を読み取る機械を導入してはりましたが、住所変更等が記載されていない身分証明書の場合に、機械による読み取りでは最新の情報が反映されない可能性があるため、職員が身分証明書を目視確認後、住基システム等を生年月日などで検索し、申請書へ反映する運用をされておりました。

次に、各受付窓口において、文字や番号により、証明書関係、住民異動関係など分かりやすく分けし、見やすく大きく表示してありました。市民の方がどこの窓口に行けばよいのか一目見て分かるよう工夫がされておりましたので、本市のアナログレベルでのBPRの参考にしたいと考えております。

次に、職員の配置についてでございます。窓口対応職員と申請書等審査職員が別々に配置されておりました。窓口対応職員は申請書等の作成支援を実施し、そこで作成した申請書等をその後ろに配置された申請書等審査職員が審査しており、円滑で適切な事務処理が可能な体制となっておりました。本市においても、書かない窓口導入後の業務フローや職員配置の参考になるものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

より参考されていることでよく分かりました。これから、いろんな形でよりよいものになっていくことを希望してこの質問を終わります。

以上です。

○早稲田委員

それでは、数点質問させていただきます。

先ほど、三島コミュニティセンターの整備状況で、本年度末に駐車場等の完成というふうにお話を伺いまして、その整備状況については理解したんですけれども、先日、三島コミュニティセンターに立ち寄る機会がありまして、多くの方が利用されていまして、かなり活気があるなというふうに感じたところです。8月で平日で夏休みの期間でしたので、大人の方のほかに、十数人の子供さんたちが本を読んだり話をしたりして、集まって楽しそうにしておられました。そこで、新しくなってからの利用状況についてお尋ねします。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

新しくなった三島コミュニティセンターにつきましては、これまでの利用者の方には、引き続き円滑に利用のほうをしていただいております。

また、新しくなった施設では、入り口付近、ロビーになりますけれども、椅子や机、図書を設置して、こういった施設を設けたことにより、子供たちや地域の方のくつろげるスペースとして利用されておられるというところになります。こういった状況の中、建物の中でのにぎわいが出てきた印象がございます。

また、防音設備を備えたホールにおいては、音楽を流しながらのダンスのサークルやギターなどの演奏の練習をされる新たな団体の利用も増えてきているところでございます。

多くの方が利用される、また集う施設として、非常に順調な運用ができているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

防音設備が整っているということで、今までの方だけじゃなくて、新たな団体の方々が利用されているということで、さらに施設の整備が整うと、その地域の方だけではなくて、新しい方々が集まってこられるんだということが理解できました。周りの整備も整って、さらにはにぎわいを増すことを期待しております。

続きまして、別の質問なんですけれども、今、総務の委員会のテーマであるごみについて、視察等に委員会のメンバーで行っているところなんですけれども、そこで見たところでは、市役所の前の敷地に、いつでも誰でも、瓶、缶、ペットボトルなど資源ごみを持ち込めるスペースがありまして、御年配の方とかだどごみがたまるまで出さなかったり

タイミングを逃したりとかあるので、そういう場所があると持ち込みやすいなというふうに自分としても感じたところです。また、防府市を利用したことがあるんですけども、そこのごみ処理施設のクリーンセンターでは持ち込むことができ、やはり無料で使うことができたんです。そこで、本市としましても、いつでも誰でも資源ごみを持ち込める仕組みというのをつくることはできないのでしょうか。お尋ねします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

資源ごみについてのお尋ねですが、本市では、各地区のごみステーションで決められた日程以外でごみを排出する方法として、ごみ処理施設へ御自身で搬入する自己搬入の方法がございます。土日祝日や年末年始には搬入できないことや、重さに応じて手数料がかかるなどの条件はございますが、資源ごみについてはえこぱーくへの自己搬入が可能となっております。

市の収集やえこぱーくへの自己搬入以外では、スーパー等の事業者が自主的に資源ごみの回収を行っております。主に食品トレーや空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック等の古紙類などがございますが、多くの方が買物の際に御利用されていると思います。

ほかにも、自治会や子ども会などの団体が実施している資源回収においても、資源ごみを排出することが可能となっております。

これら市のごみ収集施設への自己搬入、事業者や自治会等の資源ごみ回収により、基本的に資源ごみの排出については充足していると考えております。

市が新たな資源ごみ回収スペースを設置するためには、設置箇所やその管理、収集体制などの課題も多く、現状困難と考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。確かに場所も必要ですし、管理者が実際には視察に行ったときにもおられたので、人の問題も発生するかなと思うんですけど、やはり市民の一人としましては、土日とか、一般的な日程以外に、出せる日以外に出せるところがあると助かるなという思いがありましてお尋ねしました。

あとは、ほかにも自治会とか、あと商業施設等で集めているということもあるので、光市、本市がそういう場所をつくることによって、民間の圧迫とかにもなってもいけないのかなとも理解しているんですけども、市民としては、より便利な方法があるというと思います。お尋ねしたというところで、ここはちょっと置いておきます。

最後、もう一つ質問させていただきます。

熱中症特別警戒アラートの対応として、クーリングシェルターについて、前回の委員会でお尋ねしました。暑い夏が続いておりましたが、新たに指定した施設はありますか。お尋ねします。

○周田環境政策課長

前回の6月の委員会におきまして、日本郵便株式会社様と6月16日に協定の締結を行

った旨の説明をしましたが、その後の指定状況についてお答えいたします。株式会社西京銀行様と第一観光バス株式会社様からそれぞれお申出をいただき、8月6日に株式会社西京銀行光支店、8月20日に第一観光バス株式会社山口営業所と協定を締結しております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、今回新たに協定を結ばれた、今2社おっしゃられたと思うんですけど、その対象施設と受入れの可能時間について教えてください。

○周田環境政策課長

株式会社西京銀行光支店については、市内2か所の支店である中央五丁目の光支店と浅江二丁目の虹ヶ浜支店において平日9時から15時まで、第一観光バス株式会社山口営業所については、光井の営業所で平日8時30分から17時30分を受入れ可能としております。

○早稲田委員

分かりました。

あと、実際にはこういった制度があるということで利用者の市民の方々にお伝えするといえますか、周知をまたお願いしたいと思います。

以上です。

○林委員

お尋ねいたします。

一般質問でも取り上げられました市民課窓口でのAIによる多言語翻訳機について、少し確認の質問させていただきます。

まず、導入の経緯やその使い方、また対応について、言語についてお伺いをいたします。

○藤井市民課長

AI多言語翻訳機についての御質問いただきました。

AI多言語翻訳機は、令和2年度に導入をいたしました。当時の状況は、技能実習や技術等の就労目的で入国し光市に住民登録されている方が3年間で3.3倍の170人となるなど、増加傾向でありました。一方で、窓口での手続の際には日本語が話せる方と一緒に来られておりましたが、外国人の方が外国人だけで来られたときでも窓口でスムーズな手続が行えるよう導入したものでございます。

この多言語翻訳機は、翻訳したい言語でマイクに音声を入力すると、翻訳結果をスピーカーから音声で出力したり画面上に文字で表示することができるもので、音声や文字でお互いに意味の確認しながら使用するものでございます。

次に、対応している言語ですが、音声や文字に対応した言語は74言語で、光市に居住の多い外国人に対応可能な英語やインドネシア語、ベトナム語のほか、最近増加が著しいミャンマー語、ビルマ語にも対応しております。74言語ということで、想定外の外国人など、レアケースにも対応できる仕様となっております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。一般質問における答弁においても、A I 多言語翻訳機を活用する機会はなく、特にトラブルも発生していないということでありましたけれど、私の聞き違いかも分かりませんが、そういうふうになりましたけど、A I 多言語翻訳機を活用した場面としてはどのようなときがあったのか。また、そのときの市民とのやり取りなんかの状況について伺いたします。

○藤井市民課長

日本語を話すことができない方が1人で転入の手続のために来庁されたことがあり、その際には、母国語を確認した後、記載内容や転入時に必要となる情報などを確認するため、A I 多言語翻訳機を活用したということがございました。

また、マイナンバーカードの申請手続について、複数で来られた外国人の方を対応する際、日本語が話せる付添いの方がおられましたが、手続を円滑に進めるため、A I 多言語翻訳機を活用して、直接個別に対応したということがございました。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。A I 多言語翻訳機につきましては、先ほどもお示しいただきましたけど、導入は令和2年であります。導入して5年が経過しておりますA I 多言語翻訳機の導入前と導入後での効果について、どのように考えていらっしゃるのか伺いをいたします。

○藤井市民課長

A I 多言語翻訳機について、先ほども申しましたが、外国人の方が1人で窓口に来られた際に、円滑に手続を進めることができる際の言語上の問題を解決するためのツールとして導入をいたしました。その位置づけは、5年経過した現在においても変わっておりません。

また、幸いにして、導入当初心配した外国人の方が1人で窓口に来る機会は増加しておりませんが、もし来られた場合にA I 多言語翻訳機があることで慌てることなく対応することができる、こういった安心感も導入効果の1つであると考えております。

引き続き、A I 多言語翻訳機をいつでも使用可能となるよう、充電等準備を怠ることなく、活用する機会に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。もう5年経過しているということで、私も令和2年度に申し出て、皆さんと一緒に導入のことを言って、導入していただいた経緯を、そんなに5年もたっているとは思わなかったんですけど、やはりいろんな方が今は仕事等で来ていらっしゃると思いますので、英語だけではないということで、今おっしゃっていただいたように74か国語ということで、来られた方もとても安心でありますし、市のほうとしてもしっかりと対応していただいていることに感謝いたします。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○中村委員

リチウムイオン電池について質問させていただきます。リチウムイオン電池が原因となるパッカー車や処理施設での火災事故がニュースなどで頻繁に取り上げられておりますが、本市ではそういった事故は起きていませんか。教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

リチウムイオン電池につきましては、近年、スマートフォンやモバイルバッテリー、コードレス掃除機やデジタルカメラ、ハンディファンなど、幅広い製品に使われております。

リチウムイオン電池内蔵製品を廃棄する際ですが、ノートパソコンについては市が収集しないごみとなりますが、その他の家電製品であれば、小型家電製品の分別区分でステーション回収を行っております。

お尋ねのリチウムイオン電池が原因となる火災事故ですが、煙が上がるなどの軽微な事例はございますが、収集や処理施設の稼働が停止するほどの事故はこれまでのところ起きておりません。

以上となります。

○中村委員

分かりました。軽微なものはあるということで、大きい事故にならないように願うばかりですけれども、実際に事故が起こった場合の火災への対策というのは講じているのでしょうか。お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

火災への対策ということでございます。

リチウムイオン電池の発火の原因は主に電池への圧力となることから、本市では小型家電製品の回収をパッカー車ではなくトラックを使って回収をしております。また、えこぱ一くでは、破碎機に通す前に、職員の手により選別・分解・分別等を行うことで火災事故の防止に努めております。

万が一、火災が発生した場合に備えて、えこぱ一くでは破碎機のラインに炎検知機を

設置し、散水設備等で自動消火ができる機能がございます。

ほかにも、毎年市内各地で行っているごみ減量等推進委員会議や市ホームページ等で、リチウムイオン電池だけではございませんが、カセットボンベやライターなどの危険物を廃棄する際の注意点などを掲載し、周知にも努めているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

対策の前に、しっかりと予防もされているということで安心しました。

次に、リチウムイオン電池内蔵製品があると思うんですけど、それを排出する際の注意点を教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

リチウムイオン電池内蔵製品を排出する際の注意点でございますが、発煙・発火リスクを低減させるため、電池切れの状態でも排出していただくことや、内蔵型の製品の場合は、無理に分解等をせず、そのままの状態でも小型家電製品で排出いただくことが第一となります。

また、最近の製品であれば、モバイルバッテリーも小型家電製品で排出していただくことが可能でございますが、膨張などの理由により火災の危険性が高く販売店が引き取らないものにつきましては、ごみステーションには出さずに、環境事業課まで直接持参いただくようお願いをしております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。先ほども言いましたが、リチウムイオン電池が原因の事故などがニュースなどでも取り上げられています。取り扱う際は、自分の周りにも今教えていただいた注意点をお伝えしながら、自分自身、気をつけていきたいと思っております。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

地域づくり支援センターの太陽光発電が、パワーコンディショナーの故障というか、不調というか、そのために今困っているわけですが、パワーコンディショナーがすぐにつけられないというような事情はお伺いしていると思うんですが、現在の状況と今後の見込みについてお伺いします。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

地域づくり支援センターに設置しております太陽光発電のパワーコンディショナーの不調により、6月の議会で補正をさせていただいております。現在修繕の発注につい

ては行っている状況です。パワーコンディショナーにつきましては受注生産ということになりますので、3か月、4か月というような形で装置の生産状況もちょっとなかなか見通せないところから、年度末までの期間を工期として、現在発注をしておるところでございます。

以上です。

○仲山委員

太陽光発電のパワーコンディショナーが、通常は一定期間使ったところで更新をしていくというタイプのものだと思うんですけども、その時期を待たずして故障してしまったという例だと思うんですけども、これは地域づくり支援センターのシステム自体が特殊なのか一般的なのかということも関わってくるのだと思うんですけども、市内各所に今、太陽光発電設置、公共施設にも設置していますし、最近では、こちらの所管とは違いますが、水道局でも設置するというようなことが続けられています。

当然、災害時であるとか停電時に力を発揮するということがありますので、そういう価値はもちろん認めた上でなんですけれども、このケースは、途中で駄目になったとき、交換するときに、交換するパワーコンディショナーがないので発注をして造るという、今、段取りになってしまっています。

僕ら、単純にこういうシステム想定するときに、故障したら交換すればいいじゃないかというふうに考えるわけですけど、交換する機器がないという状況が今回発生してしまったわけですけども、これはある程度特殊な事情なのかもしれませんけれども、システムとその状況については、各システムについて同様のことが起きる恐れがないのか調べておく必要があるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも注意をしてみたほうがいいんじゃないかなと思います。そのあたりはお含みおいていただければと指摘しておきます。

以上です。

○森戸委員

1点ほど質問させていただきます。

空き家の関連について、1点お尋ねをいたします。光市では、令和4年に空き家の解体の補助制度、最大50万円ということで令和4年から始まったんですが、現在どのぐらいの実績があるのか、その辺のところからお願いします。

○山根生活安全課長

空き家の補助金に対する実績について御質問いただきました。

令和4年からスタートしておりまして、令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度が、速報値にはなりますが2件、令和7年度につきましては現時点1件、交付決定をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○森戸委員

金額的なものは分かりますか。

○山根生活安全課長

金額につきましては、補助金の金額自体が補助対象経費の3分の1ということで、上限が50万円としております。

令和4年度が1件、上限いっぱい50万円です。令和5年度が2件で、これも上限いっぱい50万円掛ける2件の100万円。令和6年度につきましては、2件あるのですが、1件は上限いっぱい50万円でしたけれども、もう1件が35万3,000円でしたので、令和6年度は85万3,000円という状況でございます。

○森戸委員

毎年、予算の上限と申しますか、どのぐらいの件数を想定していますか。

○山根生活安全課長

令和4年から6年までは5件を想定しておりました。令和7年度予算につきましては3件を想定しております。

○森戸委員

最初のあたり、1、2年に関しては5件程度だったんですが1、2件というような状況で、それについては、なかなか応募がないと申しますか、実施されないという部分については、何か原因、その辺のところは分析をされていらっしゃるでしょうか。

○山根生活安全課長

こちらの補助金につきましては、国のほうから2分の1の補助を頂戴しておりまして、その補助要件に合致するかどうかの判定調査をさせていただいております。そういったところで、どうしてもハードルが高くなっておると申しております。

以上でございます。

○森戸委員

柳井市では、光市と同様の制度を持っております。柳井のほうは30万円が上限で、解体の補助要件を今年度から撤廃をして、上限を150万円に増やして、7月からの申請で36件の申請があったということでもあります。制度ができてから6年で10件というような状況だったんですが、光市と似通っている状況だと思います。柳井市も同様に、空き家の解体に関しては国の制度を活用して、倒壊の恐れのある危険の判定をして補助というような流れでありました。現在は、1件当たりの上限額を30万円から150万円に増やして、補助要件も撤廃して、補助率も3分の1から2分の1というようなことで、かなりの件数の申請があるというような状況であります。地域からも、いろんな危険な空き家に関して、危ないのということで声を届けるような流れがあるんですけども、こう

いうふうな制度を参考にして、光市でも空き家の解体を促進をするというふうなお考えはないのか、お尋ねをいたします。

○山根生活安全課長

柳井市さんのほうは、恐らく今回、この7月から、国の制度を活用されないということで認識しておりますので、現時点では、私どものほうでは国の補助、2分の1の補助が使える要件に合致するように動きたいというふうに考えております。

○森戸委員

現在の実情とかそういう面も含めて、また柳井市の制度もぜひ一度参考にさせていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○藤川委員

ごみについてなんですけれども、容器・包装用プラスチック類、黄色の指定袋のごみについてです。組成率を含めて、現在の分別状況を教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

容器・包装用プラスチック類、皆様に黄色の指定袋で出しているごみについてです。毎年、えこぱーくにおいて、分別が適正に行われているかどうか確認する組成調査を行っております。今年度はまだですので、昨年度の調査結果でお答え申し上げますと、市内全体の平均で85.78%の適正品率でした。近年は、市民の皆様の御協力により、85%以上の高い水準を維持している状況でございます。

以上でございます。

○藤川委員

85%以上あるということで、容器・包装用プラスチックの処理費用も含めてなんですけれども、このプラスチック類、資源として有価で売却できているのかどうか、教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

えこぱーくに搬入されたごみにつきましてはリサイクルを行いますが、リサイクルを行うごみの中には、有価で売却できる有償分資源と、リサイクルに係る費用を支払って処理する逆有償分資源がございます。

お尋ねの容器・包装用プラスチック類につきましては、リサイクルに係る費用を支払って処理する逆有償分資源に該当いたします。

以上でございます。

○藤川委員

理解できました。

では、有価で売却できるごみの種類のものは何がありますか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

有価で売却できるごみでございますが、新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類、それから金属類、スチール缶やアルミ缶などの缶類、ペットボトルなどが主な有償分資源となります。

以上でございます。

○藤川委員

理解できました。

容器・包装用プラスチック類が逆有償資源であるならば、今現在、市民が努力して分別してリサイクルしているわけですけれども、その意味があるのかというところで、分別するメリットについて説明していただけますでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

容器・包装用プラスチック類を分別するメリットということで、本市ではリサイクルセンター「エコぱーく」ができるまでは、プラスチックごみは全て埋立てごみで処理しておりましたが、埋立処理場が逼迫していく状況や、国においては、容器包装リサイクル法の制定により、容器包装廃棄物についてリサイクルを促進していく方針が定められたことなどから、エコぱーく供用開始後は、環境への負荷や埋立てごみを可能な限り低減するため、リサイクルに取り組んでいるところです。

また、先ほど容器・包装用プラスチック類は逆有償分資源というふうにお伝え申し上げましたが、こちら、光市、下松市、合わせて約85万円程度の処理費用がかかっております。処理費用の負担がこの安い費用で済んでいるのは、今現状、1%の負担で済んでいるためです。残り99%の処理費用は商品を製造するメーカーが負担しております。市民の皆様の分別の協力が、リサイクルの推進、埋立処理場の延命化、リサイクルに係る費用の削減に大きく寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○藤川委員

では、周囲から聞かれた場合はそのようにお答えしたいと思います。ありがとうございます。

4 総務部・消防担当部関係分
(1) その他(所管事務調査)

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは、何点かお聞きします。

まず、令和7年度の予算において、避難所環境整備事業として計上した電動ラップトイレ50台、これは8月の納入となっていました。そのほか、折り畳み式簡易貯水槽が2基、それからエアーマット100台については納入についてはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

おはようございます。それでは、令和7年度予算における避難所環境整備事業の状況についてお答えいたします。

電動ラップ式トイレ50台及び折り畳み式簡易貯水槽2基、エアーマット100台につきましては、8月22日に全て納入されております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。全ての納入済みと確認しました。

それから、現在、自主防災組織等で防災訓練が予定されておりますけれども、実際に備品等を体験できることが防災意識を高める上で重要だと思いますが、そこで、貸出しができる防災備品等があるのかお示してください。

○海老本防災危機管理課長

貸出し可能な防災備品につきましては、自主防災組織等の防災関係団体から要望があれば、現在、訓練や出前講座で活用している訓練用の段ボールベッド、屋根つきパーティション、簡易トイレについて貸出しの対応をしており、各団体での訓練等の終了後、速やかに返却いただくようお願いしております。また、今年度導入された電動ラップ式トイレとエアーマットについても、10月から貸出しができるよう準備を進めております。

なお、備品のみの貸出しも可能ですが、併せて、出前講座などにもお申し込みいただき、正しい操作方法や設置要領など、講義等を通して習得していただくよう御案内しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。貸出しができるということで、多くの市民が活用できればと思いますので、よろしく願います。

それから、各種防災資機材の一覧表ですけれども、こういうのは非常に市民の防災のため

めに重要ではないかと思いますが、その公表についてはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災備品の一覧の公表につきましては、本市としても災害への備えとして重要な視点だと考えております。このため、本年度購入した備品の各避難所への配備が完了する9月末を目標に、現在、公表する準備を進めております。

以上でございます。

○仲小路委員

公表の方法はホームページ、ほかにありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

公表はホームページを予定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。またいろんな形で、これができるというのを連合自治会等も通しながら、またそういう方法も考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

それから、人材育成の件ですが、人材育成・女性活躍推進事業として自己啓発助成事業補助金が、これは25万円の予算で、令和7年度に計上されていますけども、これは非常に職員の自己啓発に重要な点だと思いますけども、この自己啓発促進のための資格取得等への支援を行っていますが、現在までに資格取得等の支援を実施または予定している職員の人数と資格の名称が分かりましたら、お示してください。

○山近人材育成・女性活躍推進室長

自己啓発助成事業の実施状況についてお答えいたします。

本事業は、職員の自己啓発の促進を支援するため、職員の資格取得及び知識や技術の習得のための自己研修等に係る経費の一部を助成する事業として実施しております。

本年度における事業の実施状況でございますが、交付申請が資格取得後あるいは講座等受講後となるため、今のところ交付実績はありませんが、事前の問合せから実施予定の職員は4人となっております。また、実施予定の4人の資格等につきましては、1人は資格取得で社会保険労務士、ほかの3人は講座の受講で、校正実務講座が2人、危険物取扱者試験準備講習が1人となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。現在4人ということで、これはまだ予算があるのではないかと思いますので、より多くの受講ができればと思いますのでよろしくをお願いします。

それから、消防の関係なんですが、現在、高齢者支援課で緊急連絡カード及び救急医療情報ホルダーというのがありますけれども、これの活用につきまして、これは平成26年度の市長の施政方針において、在宅の独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対しまして、在宅での救急時に既往症や緊急連絡先などの情報を救急隊などに的確にかつ迅速に伝えることができるよう、本人情報が記載された緊急連絡カードと緊急医療情報ホルダーを配布し、高齢者や障害者の安全で安心した在宅生活の確保に進めてまいりますとありまして、これが平成26年度からの新規事業として、救急医療ホルダー配布の予算として140万円が計上されました。

実際の使用方法につきましては、高齢者支援課より次のとおり示されております。自宅で具合が悪くなり症状などを説明することができない場合に、救急隊や医療機関等がホルダーに保管された本人の医療情報や親族の連絡先を確認することで、適切で素早い救急処置に役立てます。救急医療情報ホルダーの中には、緊急時に必要と思われる情報を保管し、冷蔵庫の目立つ場所に貼ってくださいとあります。

内容としましては、緊急連絡カード、健康保険証のコピー、診察券のコピー、お薬手帳などの服薬情報、その他緊急時に必要と思われる医療情報とありますけれども、それぞれ必要なものを用意するということであります。この内容が70歳以上の独り暮らし及び75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、希望する高齢者に届けられています。実際には、ほとんどの対象の高齢者に届けられていますけれども、しかし、具合が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員がこの緊急連絡カード及び救急医療情報ホルダーのことを認識していないという事例が何点かありました。この事業を実施しているのは高齢者支援課ですが、円滑に活用するためには、救急隊員が認識する必要があります。そこで、救急医療ホルダーが冷蔵庫に貼ってあることを消防隊員に知らせることについては、どのような状況でしょうか。

○秦消防担当課長

救急連絡カードと救急医療情報ホルダーにつきましては、委員御紹介のとおり、独り暮らしの高齢者世帯等に対しまして、在宅での救急時に既往症や緊急連絡先などの情報を救急隊などに的確にまた迅速に伝えることができるよう、本人情報が記載されたものであり、この事業は御案内ありましたように、福祉保健部が所管しているところでございます。

委員からは、救急隊員が緊急連絡カード及び救急医療情報ホルダーのことを認識していない。隊員に周知することができるのか、とのお尋ねをいただきました。

御指摘のとおり、救急出動の現場において、救急隊員がこのホルダーの存在を認識できていなかった事例があったことは承知しており、事業の効果を十分に発揮できていないことは課題であるものと受け止めています。

この要因につきましては、人事異動による事務引継ぎの不足などから、全ての隊員に本市の事業周知が行き届いていなかったものと捉えています。このため、隊員に対し改めて本事業の趣旨や活用方法を周知徹底するとともに、訓練や研修の場においても現場で確実に活用できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。素早い対応をよろしくお願いします。実際に、現実に緊急連絡カード及び救急医療情報ホルダーについては、消防隊員に周知するために実物を高齢者支援課より提供してもらい、各消防署には当然冷蔵庫があると思いますので、この冷蔵庫に見本として貼っておくことを提案したいと思います。この御検討をよろしくお願いします。以上です。

○早稲田委員

おはようございます。よろしくお願いいいたします。

厚生労働省では、令和7年、2025年4月1日から、男女とも仕事と育児、介護を両立できるように育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの育児・介護休業法の改正を行いました。

そこで、質問させていただきます。光市の職員の方で、令和5年、令和6年そして今年の育児休業の取得状況について、まずお尋ねします。各年、育児休業取得者は何名おられますか。また、男性女性それぞれ何名でしょうか、お示してください。

○和久総務課長

光市職員のうち、病院局及び水道局職員を除いた職員についてお答えいたします。

初めに、育児休業ですが、育児休業は年度をまたいでの取得もあるため、当該年度に育児休業を申請した職員数を申し上げますと、令和5年度は男性4名、女性9名、計13名。令和6年度は男性4名、女性6名の計10名。令和7年度は9月18日までに申請のあった男性5名、女性5名、計10名でございます。

○早稲田委員

人数を確認しまして10名前後ということで、そして、期間については制限等もあるのかなと思うんですけども、一律なのでしょう、取得期間についてお示してください。

○和久総務課長

期間につきましては一律ではございませんので、予定も含めた平均取得日数でお答えいたします。令和5年度以降に育児休業を申請した職員の平均取得日数は312.8日、約10ヶ月で、男女比を申し上げますと、男性職員の平均は35.8日、約1か月、女性職員の平均は492.8日、約1年4か月となっております。

以上です。

○早稲田委員

女性のほうが期間的には長いということが理解できました。

そこで、今度は介護についてお尋ねします。

介護にもやはり休業が必要になるなど、実際、自分もこの年になって改めて感じているところですが、介護のための休業を取得された方というのはおられますでしょうか。

○和久総務課長

介護休暇を取得した職員は、令和5年度、令和6年度にいずれも1名で、令和7年度はこれまでのところ介護休暇を取得した職員はおりません。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。このたび、2025年4月1日の改正に引き続き、10月1日からということで2段階で、この育児・介護休業法が段階的に施行されていきます。厚生労働省は今年の10月1日から施行される産後パパ育休や育児休業の分割取得、特に男性の育休をPRするための周知広告をすごく熱心にされるようで、実際、私もテレビCMを見て、ちよっとなるほどと思ったところです。今後、こういった時代となっておりまして、働き方改革もありますし、どうぞ、本市のほうでも推進していただきますように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○仲山委員

1、2点ぐらい、大きい項目で2点です、質問いたします。

市内各所に掲示されています海拔表示のことです。市の設置したものと申しますが、しっかりしたものとして金属やプラスチック製のものが設置されているんですけども、紫外線を多く受ける箇所などについては、表示の劣化が結構進んでいるものもございません。劣化の状況について把握しておられるかどうか、お伺いします。

○海老本防災危機管理課長

市が設置しました海拔表示板について、表示の劣化が進んでいたことから、昨年度、全117か所について劣化状況を調査し、状況を把握しております。

以上でございます。

○仲山委員

これは設置してからどれぐらいたっているものなんですか。

○海老本防災危機管理課長

多くは平成25年に設置しておりまして、今年で12年が経過しております。また、一部のものについては平成29年に設置しており、それらは今年で8年が経過しております。

以上でございます。

○仲山委員

10年余りたって劣化が結構進んで、表示がもう読みにくくなっているものも、中にはあるんですけども、これらについて取替えや更新についての予定、ないし考えはございますか。

○海老本防災危機管理課長

海拔表示板は、当初、市民の皆様に分自たちの住んでいる地域の海拔を日常的に認識してもらうこと、また、津波発生時の避難の目安とってもらうことを目的として設置しております。

今後の更新に当たっては、費用対効果を含め設置方法や設置場所について精査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

更新、取替えの意思はあるというふうを受け止めました。表示の読めないものも出てきていますので、できるだけ早急に検討していただければと思います。

また、自治会やその他事業所なんかもあると思うんですけども、希望する方に海拔表示シート、紙のものをラミネートしたものを提供していただいて、たしかうちの自治会館にも貼ってございました。残念ながら、うちの自治会館は海岸の工事のために買収を受けまして、今はないんですけども、そういったものも解体直前の時点でも結構ぼろぼろになってきていたんですけども、あれは耐用年数が、先ほど言っていた表示と比べると大変短いものだと思うんですけども、これらに関しても、身近に表示されていて、大変有効だったというふうに感じておりますし、人からもそのように聞きます。相当傷みが進んで、もう今はなくなっているものがたくさんあると思うんですけども、また希望されれば提供するというようなことがありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

海拔表示シートについては、平成25年度に募集を開始し、現在も年に数件の更新の御相談がございます。御相談いただいたものについては随時新たに作成し、お渡ししております。また今後も相談いただければ随時対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

自治会なんかに関しては、役員はどんどん変わっていきますので、恐らく申し送りなんていうことは、ほとんどその件に関してはないだろうと思われます。また折を見て、提供できますよというインフォメーションをするなりして、目につくところに表示があるようにしていきたいと思っておりますので、そのあたりは御検討ください。よろしくお願ひします。

続いて行きます。今、自主防災会の話をしてしまいましたが、実際には役員が変わるのに応じて、自主防災会のほうの担当の方も変わるという町内が多いこともありまして、特にコロナ禍の後、自主防災組織の活動が低下しているのは気になるというところなんですけれども、その活性化の鍵の1つになるのが防災士の方々、市も養成してきております。大変期待される場所ではあるんですけれども、防災士の養成、今年度の申込みは、たしか先月終えたところかと思えます。今年の応募状況のほうはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

今年度、自主防災組織からの推薦によって防災士の養成の申込みがあったものにつきましては、5件でございます。

以上でございます。

○仲山委員

これ予算のときだったと思えますけれども、多い希望があったときには、対応していただくとありがたいというか、対応してくださいということをお願いしておいたかと思うんですけど、この5件というのは、たしか予定よりも多いんですよ。対応していただいたと理解してよろしいんですか。

○海老本防災危機管理課長

予算計上のときにつきましては4件を予定しておったものですが、今回、予算等の調整を経て5件で対応しております。

以上でございます。

○仲山委員

そのような方向で対応していただいたことは、大変いいことだと思いますので、ありがとうございます。

それから、自主防災アドバイザーとして派遣もされているという、そういう方々がたしか5名ほどいらっしゃるかと思うんですけど、その方々の派遣の状況についてお伺いします。

○海老本防災危機管理課長

自主防災アドバイザーの講師派遣につきましては、毎年、各種団体からお申込みいただいております。直近の状況ですと、令和6年度の速報値で11件でございます。

○仲山委員

これは大体変化なく10件前後のものなんですか。それとも少し増えている、減っているという傾向はありますか。

○海老本防災危機管理課長

例年の状況でいきますと、年5件から6件とか、その程度だったんですけども、去年は少し多くて、11件になっております。

以上でございます。

○仲山委員

思っていたよりも増えているというのは、大変いい傾向だなと思いますので、しっかりと対応していただければと思います。

あと、アドバイザーになっていただいている方以外にも防災士の核になっていただいている方は、市が養成していただいている方がいらっしゃいます。35名前後ではないかと思うんですけども、そういった方々の活動の状況について、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○海老本防災危機管理課長

市の補助金により育成された防災士の方々につきましては、各自主防災組織からの推薦により資格を取得されていますことから、各地域での活動状況の詳細までは把握はしておりません。一方で、市が主催する自主防災リーダー研修会や総合防災訓練において、それらの方々に可能な範囲で運営のお手伝いをお願いしております。また、それら防災士の方々から防災士同士での交流や情報交換を行いたいとお声もあったことから、来月、防災士連絡会議を開催する予定としております。

以上でございます。

○仲山委員

防災士同士の連携といいますか、情報交換とか大変有効だと思いますので、期待をしたいと思います。

育成した防災士の方々の活動状況というか、活躍状況というのがやはり気になるところなんですけども、推薦をしてもらった自治会、出てこられた自治会の中で活動をしていらっしゃるであるとか、あるいは、それ以外の自治会にも協力をしているとか、そのあたりについて1度アンケートなり取られて、活動状況を把握しておいたほうがいいのではないかと思いますので、考えていただければと思います。

以上です。

○森戸委員

1点ほど質問をいたします。先週から議会の第一委員会室のエアコンが不具合ということで使えない状況にあるんですけども、現状と対応と原因といいますかその辺のところに分かればお示しをいただけたらと思います。

○和久総務課長

第一委員会室のエアコンが今使用できなくなっているというところで、今の状況ですが、この原因は漏電によるもので、現在は、その漏電の状況は改善しておりますので稼

働ける状況にはなっております。

対応ですが、その漏電の原因が地下にある電気室に浸水があったことが原因であったんですが、その浸水の原因がまだ現在はっきりと分かっておりませんので、原因を調べているところです。

以上です。

○森戸委員

本庁舎自体が、57年ぐらいですかね、建設から。その他の不具合の状況、これ以外にも出ているようなことがあれば、お知らせいただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

先ほど途中だったですかね。それ以外の不具合等があればということでお尋ねいたしましたけれども、老朽化も非常に激しい状況で、いろんなことが出てきている状況だと思います。壁の剥離も今までに何度もございましたし、今後、市民サービスに支障が起きないようにしっかり対策をしてほしいということと、何かあったときの対応です。その点についてもよろしくお願いいたします。

老朽化が激しいということで、昨年だったと思いますけれども、宮崎の日向灘で地震があったときも、私たまたま1階にいたんですけど、職員も含めて、市民も外に出たというような現場に遭遇をいたしました。本庁舎はなかなか厳しい状況にあるんじゃないかなってというのが、そういった経年で、年数がたっているということで、いろんな支障が出てきている状況だと思いますので、現実としては非常に厳しい状況にあるということ踏まえた上で、今後の様々な検討をしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○藤川委員

おはようございます。消防団についてお聞きします。大和地区の消防団、令和7年、今年の4月1日から塩田地区と東荷地区がまとまったわけですがけれども、今現在の消防団、大和地区での昼の時間帯に稼働可能な人数というのを、地区ごとに分かる範囲で教えてください。

○秦消防担当課長

それでは藤川委員からの御質問にお答えいたします。

委員御承知のとおり、消防団員は本業を持つ傍ら、火災や風水害などの有事に際し災害現場で活動する非常勤特別職の地方公務員であり、地域の防災力の要として市民の安全と安心を守る重要な役割を担っています。

御質問の大和地域の消防団員数についてでございますが、昼間に出動できる消防団員数のお尋ねでございましたが、消防担当部としましては、昼間のみあるいは夜間のみ、

休日のみなど区分ごとに出動できる団員数の調査はしておりません。したがって、御質問の昼間に出動できる団員数につきましては把握しておりません。

ちなみにでございますが、大和地域の9月1日現在の消防団員数を地区別に申し上げますと、岩田33人、三輪28人、塩田24人、東荷20人の計105人でございます。

以上です。

○藤川委員

皆さんお仕事を持たれているということで、何時から消防団の仕事が始まるというのがないということで、昼間の人数というのをはっきり出ないということでしたが、105人の方が活動に従事されるということで承知しました。

あと、初期消火というのは大変重要な任務だと思うんですけども、体制が変わったことで影響はあったのでしょうか。ただ、まとまって間もないので、例はないと思うんですけども、ないのであれば、今後どのような影響があるか考えられますでしょうか。

○秦消防担当課長

委員からの再度の御質問にお答えいたします。塩田地区及び東荷地区の分団につきましては、御紹介ありましたとおり、将来にわたって持続可能な消防防災体制を構築するため、縮充の観点から今年4月に統合いたしました。また、この統合によりまして、大和地域の3つの分団が連携して出動できるよう、車庫及び詰所を大和コミュニティセンター併設の機庫に集約したところです。

委員からは統合による初期消火の活動と申し上されましたが、消火活動全般の影響かと思いますので、このあたりについてのお尋ねをいただいたと承知しております。塩田地区、東荷地区への出動が統合により遅くなるのではないかと御心配でございますけれども、過去の出動状況を踏まえまして、従前から大和地域の建物火災につきましては、大和地域全ての消防車を出動させており、種々の要因により地元以外の消防車が先に到着することもある状況でございます。このようなことから、統合後につきましても大和地域の全ての消防車を出動させているほか、機動力の高い2つの機動隊も迅速出動します。また、常備消防である消防組合からも5台程度の消防車等が出動しますので、統合による影響は最小限であるものと考えております。

なお、統合後、大和地域において消防団員が出動する災害は現在のところ発生しておりません。

以上でございます。

○藤川委員

今までもエリアは、全てのエリアをほかの地域のいろんな方々がカバーされていたということで、今回さらに機動隊も増えたということで、さらなる力が強くなったのかな、消防力が強くなったのかなと感じました。

あと、この歳末時なんですけれども、警戒体制など新しい体制で何か変わったこととか、どのようになっているのか教えてください。

○秦消防担当課長

それでは、再度の御質問にお答えいたします。

年末の消防団員の警戒活動についての御質問かと思えます。本市消防団では年末の火災を予防し、市民の皆様が安心して新年を迎えられるよう、毎年12月29日と30日の両日夜間、市内全ての地区において年末夜間警戒を実施しているところです。

委員からは統合に伴う塩田地区及び東荷地区の警戒についての御心配のお尋ねをいただいたところでございますが、先ほども申し上げましたように、車庫及び詰所は大和コミュニティセンター併設の機庫となっておりますが、警戒する場所につきましては、従前のおり地元の地区を担当する分団が個々に巡回することとしております。具体的に巡回の方法については、車両によるもののほか、徒歩によるものが考えられ、徒歩の場合はあらかじめ消防車等で団員を移送し、巡回警戒に当たっていただくということを想定しております。

いずれにいたしましても、この12月が統合後初めての年末夜間警戒となりますことから、消防団長や塩田及び東荷の両地区を統括する分団長と事前に協議を十分に行いまして、警戒に遺漏が生じないよう取り組んでまいります。

以上です。

○藤川委員

変わったことによって対策を進められるということで、ありがとうございます。承知しました。

あともう1点、消火器の取扱いについてお伺いしたいんですけれども、私も施設というか、店舗を持って管理している関係上、消火器を置いているんですけれども、取扱方法というのは、遠い記憶で小学校の頃に消防署の方が来て指導していただいたきり受けていないというか、全く無縁だったんですけど、置くことによって自分で確認したりしたんですけど、実際、地域の住民の方々へ消火器の使用法の指導など、消防団が行う機会があるのでしょうか。また、その消防団に対しての共有などは行われていらっしゃいますか。

○秦消防担当課長

それでは、何点か御質問いただきましたのでお答え申し上げます。

まず、消火器の取扱い指導について、常備消防団の消防組合につきましては、自治会からのお申込みや光市の出前講座などを通じまして、地域での指導を職員が行っているところです。消防団員の消火器の取扱い指導につきましては、自治会が消防団員に直接お願いをしたりでありますとか、自治会よりもさらに小さい単位での指導などについては御要望に応じて当たっているところです。

消防担当部としましては、新人団員研修の一つとして、女性団員などを中心に消火器に関する研修を行っておりますが、既存団員へのその後の研修あるいは訓練は行っておりません。しかしながら、委員お示しのとおり、地域の方の御要望もあろうかと思いま

す。このあたりに応じるため、毎年、消火器の取扱い指導に関する要領、こちらを全分団に配布しておりまして、これを基に分団ごとに実施する個別訓練の中で、分団長が主体となって研修あるいは訓練を行っている状況でございますので、御要望には応じられる状況でございます。

以上です。

○藤川委員

要望があれば御指導いただけるということでした。消防署のイベントなどでも、これ実施する方というのはそんなに難しくないのでは、一言何かあるごとに伝えていただければ皆さんの頭の中に残るんじゃないかなというふうに思います。

あと、期限なんですけど、どのくらいあるんでしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、消火器の使用期限についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、業務用消火器がおおむね10年、住宅用消火器が5年を目安としております。こちらにつきましては、本体に記載された設計標準使用期限また製造年月で確認することができ、この期限を過ぎますと圧力の低下や容器の腐食、破裂の危険などがありますので、速やかに新しいものと交換することをお願いしております。

以上です。

○藤川委員

期限について分かりました。もう過ぎたものに対しては逆に危険なものになってしまうということも分かりまして、注意が必要だなということです。ありがとうございます。